

## 本日の会議に付した事件

第2回山元町議会臨時会（第1日目）

平成23年 5月19日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町課等設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例）
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例を廃止する条例）
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例）
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
（亘理地域介護認定審査会特別会計条例）
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて  
（山元町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第5号）
- 日程第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成22年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号）
- 日程第14 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成22年度山元町下水道事業会計補正予算・専決第1号）
- 日程第15 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて  
（水道料金に関する権利（債権）の放棄について）
- 日程第16 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて  
（下水道使用料に関する権利（債権）の放棄について）
- 日程第17 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて

- (平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第6号)
- 日程第18 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度山元町一般会計暫定予算)
- 日程第19 承認第18号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計暫定予算)
- 日程第20 承認第19号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計暫定予算)
- 日程第21 承認第20号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度山元町介護保険事業特別会計暫定予算)
- 日程第22 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度巨理地域介護認定審査会特別会計暫定予算)
- 日程第23 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度山元町水道事業会計暫定予算)
- 日程第24 承認第23号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度山元町下水道事業会計暫定予算)
- 日程第25 承認第24号 専決処分の承認を求めることについて  
(災害等廃棄物処理の事務の委託について)
- 日程第26 議案第27号 山元町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第28号 山元町総合計画審議会条例を廃止する条例
- 日程第28 議案第29号 山元町震災復興会議設置条例
- 日程第29 委発第1号 東日本大震災災害対策調査特別委員会設置に関する決議
- 追加日程第1 緊急質問

---

午前10時00分 開 議

議 長(佐藤晋也君)おはようございます。ただいまから、平成23年第2回山元町議会臨時会を開会します。臨時会の冒頭にあたり、去る3月11日午後2時46分頃東日本大震災が発生し、660名を超える方々が津波で尊い命を奪われ、未だ行方不明の方、あるいは負傷された方など多くの犠牲者がでております。さらには、住宅の全半壊、道路の損壊、農業用施設、海岸施設等の破壊的な損壊など町内各地で甚大な被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、山元町議会として一日も早い復興に向け努力してまいります。災害の復旧に当たりましては、消防団、自衛隊をはじめ、県内外から多くの方々にご協力をいただきました。さらには、全国各地から災害のお見舞い、義援金、支援物資等をいただきましたことに対しまして、議会を代表して衷心より御礼を申し上げます。本日の服装については、作業服の着用を許可しております。何とぞ議員各位、当局におかれましては、ご理解賜りますようお願いいたします。ここで震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思いますのでご起立願います。黙祷。

〔黙祷〕

議 長(佐藤晋也君)お直りください。

---

議長（佐藤晋也君）これから本日の会議を開きます。

代表監査委員阿部武郎君から本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

総務課長庄司正一君が病気療養のため本日の会議の欠席を、同課班長菅野寛俊君が出席する旨の届け出があります。

報道機関から取材の申し入れがあり、これを許可しております。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により、8番遠藤龍之君、9番阿部均君を指名します。

議長（佐藤晋也君）日程第2．会期決定の件を議題といたします。

〔会期日程（案）は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定しました。

---

議長（佐藤晋也君）これから、議長諸報告を行います。事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）これで、議長諸報告を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）お手元に配布のとおり遠藤龍之君ほか2名から東日本大震災に関して緊急質問の申し出があります。

これを本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

この採決は起立によって行います。

遠藤龍之君ほか2名の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し追加日程として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

議長（佐藤晋也君）起立多数であります。

よって、遠藤龍之君ほか2名の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。

---

議長（佐藤晋也君）追加日程第1．緊急質問の発言内容は15分以内とし、通告順に発言を許します。なお、質問答弁は簡明にされますようお願いいたします。

8番遠藤龍之君の質問を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。時間が無いということなので早速質問に入らせていただきます。

1件目は、り災証明書の発行、被災者支援制度などへの迅速、ていねいな対応をについてであります。1点目は、罹災証明書の申請発行状況についてお伺いいたします。2点目は調査内容と方法についてであります。3点目は判定基準の内容と周知についてであります。4点目は再調査の申請状況にお伺いいたします。5点目へ義援金、損害見舞金、支援金などの申請、支払い状況と今後の日程についてお伺いいたします。

2件目の質問は、瓦れき処理の対応と取り組み状況についてであります。1点目は瓦れき撤去の現状と今後の取り組みについて。2点目は2次仮置場設置の対応について。3点目は瓦れき処理に被災者雇用の積極的な対応を。4点目はアスベスト飛散等安全対策についてであります。

3件目の質問は、介護保険サービスの現状についてであります。1点目は被災後の介護事業所の実態について。2点目は被災後、介護が必要な高齢者の実態についてであります。以上3件の質問といたします。

議長（佐藤晋也君）町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、罹災証明書の発行、被災者支援制度等への迅速、丁寧な対応とご質問の1点目。罹災証明書の申請発行状況についてであります。罹災証明書の交付申請受付を3月22日から開始し、5月17日までに4,195件の交付申請書を受取り、4,113件の発行を終えているところであります。この申請件数と発行件数に82件の開きがある理由であります。重複申請が30件ありますほか、別荘として利用されている方々から申請のありました罹災証明書の未交付分が14件あります。これらを除く本町を生活の本拠地としている方々から申請のありました罹災証明書の未交付件数は実数は38件であります。

次に2点目の調査内容と方法についてですが、今回の震災のように多くの家屋が被災した際に用いる内閣府の被害認定指針に基づきまして、まず初めに外観により迅速に判定をする第1次調査を実施し、その後申請を得てから内部立ち入り調査を実施する第2次調査による調査方法を用いております。なお、具体的な調査方法については、水害区域と震災区域において違いがございまして、水害区域については、はじめに航空写真を利用し流出家屋を特定し、同時に浸水した家屋については愛媛県からの派遣市、町、仙台南税務署さらには宮城県のご支援のもと現地確認による全棟調査を実施しております。また地震区域については、水害区域の調査と同時期において、兵庫県朝来市の全面的なご支援のもと実施してまいりましたが、地震区域の調査は水害区域の調査よりも1棟あたりの調査時間を要しますことから、水害区域の調査にご支援をいただいた関係自治体の皆さまにも引き続き同様のご支援をいただき、1棟ごとの現地確認による調査を行なっているところでございます。

次に3点目の判定基準の内容と周知についてでございますが、判定基準の内容については内閣府が定める災害にかかる住家の被害認定基準運用指針に基づき、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない、この4点で判定をしているものであります。第1次調査における水害認定については、床上の水位で判定をし、地震については屋根、外壁、基

礎及び傾斜により被害認定を行なっております。そして第2次調査については、申請者の立ち会いのもとで第1次調査の内容に加え、天井、内壁、床、建具や住宅設備などいわゆる経済的被害評価など、細やかな内部調査により実施しているところでございます。

なお、判定基準の周知方法のひとつといたしまして、罹災証明書の受付時に、直接申請窓口に来られた方に対し、内閣府が公開している被害程度の図解基準をお示しをし、ご本人から告知していただく方法で周知および確認を行なっております。また罹災証明書の交付手続きについては、広報紙、通知文書、FMラジオ、ホームページなどでリアルタイムに随時行なっておりまいたとところであります。

4点目の再調査の申請状況についてですが、2次調査の件数は5月17日現在で396件でございます。すでに127件の調査が終了しており、全ての調査が終了予定については、これからの、日々の発生件数にもよりますが、6月の中旬に終了できるものと考えております。また5月2日に住家被害認定の調査判定方法の改正がなされまして、傾斜による判定方法が一部改正されておりますので、これについては申請者の申請を待たずして速やかに再調査を実施するとともに、調査票の結果見直しを実施してまいることとしております。

次に5点目の義援金等の申請、支払い状況と今後の日程についてでございますが、損害見舞金、被災者再建支援金等への申請については、関東財務局ならびに角田市の力強いご支援をいただきながら、被災された皆さまの一刻も早い生活再建に向けた支援を図るべく4月20日から受付開始をし、5月17日までに総計で2,450件、全罹災証明書の発行件数4,113件の約60パーセントを受付しております。また義援金については、町の災害義援金配分委員会を先週13日に開催し、日赤や共同募金と国からの配分金については国の方針に基づく配分および県や町の義援金についてもそれぞれ効果的な配分を確認をしているところであります。またこの申請手続きについても極力本人負担の軽減と事務処理の迅速化を図るべく、他の手続きを活用することによって本人申請の省略化を確認いたしております。なお、義援金の支給については来週の26日から順次口座振込みを実施するように準備を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、支払い状況についてでございますが、被災者生活再建支援金は国が直接申請者に振込みを行いますことから振込み時期について明確に申し上げかねますけれども、おおむね申請から2か月程度要するものと見込んでおります。なお町単独の災害見舞い金については、申請の際に現金希望者に対し3万円をお渡ししておりますが、口座振込み希望者に対しましては、5月17日までに1,877件の振込みを行なっており、未処理分についても速やかに振り込みを実施してまいりたいと考えております。

次に大綱第2．瓦れき処理の対応と取り組み状況についての1点目。撤去の現状と今後の取り組みについてですが、県が公表した町の瓦れき量は約74万2,000トンと推計されております。被災直後から陸上自衛隊第10師団の全面的なご支援と町内外かの21の建設業者が主体となって行方不明者の捜索を中心とした瓦れきの撤去に努めてまいりましたところであります。その撤去状況でございますが、壊滅的な被害を受けた磯地区から笠野地区について流出した瓦れき等を重点的に進めておりまして、さらに牛橋地区から花釜地区の西側地区については、町道花釜牛橋線の立入許容区域の拡大を図るた

めに道路沿線を中心とした瓦れき撤去を進めてまいりました。道路や水路については、県道や私用、町道及び高瀬川水路をはじめとする幹線排水路はすでに完了をしております。台風や梅雨時期についての排水対策としての小排水路、あるいは道路側溝の瓦れき等を進めているところでございます。さらに農地についてはですね、いちご産業の再生支援を図るために陸上自衛隊の全面的なご支援ご理解をいただいてパイプ等の撤去を行なっているところでございます。今後については目印の旗を付けていただいた家屋の解体に伴い発生する瓦れきに対する仮置場を5月末まで頃に整備を町内業者を中心とした体勢のもとに家屋等の解体撤去を行い、田園地帯や重機で収集できない小さな瓦れきについてもできるだけ手作業で収集してまいりたいと思いますけども、その部分については国の経済対策の緊急雇用事業でのさらなる採用、そしてまた社会福祉協議会に登録されているボランティアの皆さま方のご支援ご協力をいただきながら対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に2点目の2次仮置場設置の対応についてですが、現在県において施設の設計、震災廃棄物の分別処理行為、造成工事、プラント設計を総括発注するためプロポーザル方式による契約を進めるため検討中であります。また県では被災地の早期復旧復興には環境に配慮しながら災害廃棄物の早期処理が最重要としております。この2次仮置場の建設に約1年。その後の2年間で搬入処理を計画し、おおむね3年で実施する予定であります。町といたしましては、県が選定した2次仮置場に関わる業務についてできるだけ地元雇用にてですね配慮するとともに今後町内で実施される公共事業でのコンクリート廃材等の再利用等もお願いしているところであります。さらに焼却により発生が懸念されますダイオキシンについても県が責任をもって充分対処することも併せて申し合わせております。今回発生した大量の瓦れき処理をですね迅速に行なうことが町の復興復旧には欠かせない重要な課題でございますので、2次仮置場につきましてご理解を賜りたいと思います。

次の3点目の瓦れき処理への積極的な被災者雇用についてですが、今般瓦れき処理に関する事業を含めました3つの震災対策関連事業を創出したところでございまして、36名の募集に対しまして、91名の方々から応募をいただいたところであります。昨日採用者を決定いたしましたけどもこの選考に関しましては、震災によって職を失った方や家族がお亡くなりになられた方や家屋の流出や倒壊によって生計を維持することが困難な方などこの度の震災により被災した方々に配慮した選考を行いまして、明日5月20日から順次それぞれの業務に従事することとなります。これら3つの事業については国の基金事業である緊急雇用事業等を活用し、山元町への配分金額4,500万を組み合わせ創出したところでありますが、この度の東日本大震災により緊急雇用事業等に関する事業費が大幅に増額措置されたところであります。山元町に対しては、県下市町村への均等配分と合わせまして、沿岸市町村加算により約2億6,000万円強が交付されることとなります。これにより、現在各部署により新たな震災関連事業を計画しておりますが、人件費のみで単純に試算しますと、約170名前後を雇用することが可能でございますので、これら新規事業を実施するに際しましても被災された方々を1人でも多く採用できるようにと考えてございます。

4点目のアスベスト飛散等への安全対策についてですが、アスベストの超微細な繊維

を吸い込むことによりまして、深刻な石綿肺がんあるいは中皮種等の病気を引き起こす危険性は承知しております。特にアスベスト含有材は1980年ごろまでは一般家庭を含めあらゆるところに大量に使われておったところですが、今回津波による家屋の瓦れき等にも含まれていることが懸念されるところでございます。このことを踏まえまして、環境省においては被災した住民等へのアスベスト含む粉塵曝露防止、不安への対応、そして今後本格的に実施する予定のアスベスト大気濃度調査への基礎情報収集を目的として4月18日に亘理清掃センター周辺と中央公民館の2か所で総繊維数濃度を測定いたしましたところでございます。その結果でございますが、総繊維数濃度は清掃センター周辺では瓦れき表面で0.3、空気方面で0.2、それから中央公民館周辺では0.2と通常の一般大気環境とほぼ変わりはありませんでした。しかしながら町といたしましては、このアスベストによる肺炎被害を未然に防止するために防塵マスクを3万枚を用意いたしまして、避難指示区域の一時帰宅、および被災地域での倒壊家屋の除去作業やご自宅の清掃を行なう町民、ボランティアの方々に防塵マスクを配布しているところでございます。今後瓦れきの分別撤去が本格化することから従事する方々が、石綿粉塵を吸いこまないよう、この防塵マスクを使用すること、さらには石綿粉塵を飛散させないために、作業を開始する前に、散水するなど湿潤な状態とすることを指導しながらですね、アスベスト曝露防止に努めてまいります。

次に大綱第3.介護保険サービスの現状についてのご質問の1点目。被災後の介護事業所の実態についてですが先の大震災によってですね、居宅介護支援事業所2か所、通所介護事業所3か所、訪問介護事業所2か所、認知症対応型共同生活介護1か所の計8か所の事業所が津波により全壊をし休止に追い込まれておりましたが、そのうち現在までに再開しているのが介護支援事業所1か所、訪問介護事業所1か所の事業所が仮事業所等によって介護サービスをしているという状況でございます。また地震により一部損壊の被害を受けた老人介護施設1か所、通所介護事業所2か所、通所リハビリテーション1か所が4月から事業を再開しております。来月6月はじめまでには震災まで同様4か所全てでサービス提供が可能と伺っております。なお、今後の民間介護事業所へのサービス供給体制ですが、住民の介護ニーズに対応できるよう応急仮設住宅を活用した高齢者等へのサポート拠点の設置など災害復旧制度の活用も視野に入れてその支援を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目の被災後介護の必要な高齢者の実態でございますが、震災前の2月末と4月末の比較では第1号の被保険者数は約1割減。また認定者数についてもこれに比例し約1割減となっております。なお震災に伴い他市町村の施設入所や町外への避難等により住民を対象した在宅サービス利用者のためのケアプラン作成においても約3割減少している実態になります。私からは以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。罹災証明書の数についてですが、2点目3点目関係するかと思います。先ほどの説明では、第1次調査、第2次調査という形で進めているということなんです。その辺について最初の申請時にこうした説明があったのかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な内容につきましては、担当の税務納税課長からお答えをさせていただきます。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。1次審査の時にはございませんでした。そして判定が出た際にそれについて大規模半壊、半壊等で不服という方に説明をさせていただきました。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。なぜ説明しなかったのですか。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。それについては、はじめてこういう大規模でしたので、説明するところまで気が回らなかったというのが本当のところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。このような対応について町長はどうお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回はこの罹災証明に関わらず、様々な災害対応の場面があるわけですが、基本的にはですね、今担当課長が申しましたとおり未曾有の災害の中でですね、同時多発的に大量の事務対応が出てくるという中でこれまで経験したことがない中でですね、速やかなあるいは迅速決め細やかな対応がなかなか難しいのかなというふうに考えるところでございます。この問題に限らず、やはり町として…。（「質問の内容にだけ答えてください」と呼ぶ者あり）これも含めてそれなりの心構えをする中でですね、備えていくべきだろうとそんなふうに考えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この件については対策本部で議論されましたか。と言いますのは、これによって非常に不安を抱いた方が、とりわけ丘通りにはあったんですね、第1次審査で、自分が見れば相当な被害にも関わらず、一部損壊というような判定が来て、相当悩んだ、不安に駆られたというのがありました。そういうことから確認しているのですが、それでこの罹災証明というのはいろいろなところに影響してくる、関係してくる重要な書類なんですね。それにも関わらず、今のような答えだとちょっと住民側、被災者側からすればちょっと理解できないということから改めてお伺いをするわけですが、このことについて対策本部ではどのような議論をされたのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。対策本部については被災後、連日のように対策会議を開催してですねこの問題に限らずいろいろと議論しながら少しでも円滑な対応ができるようにしてきたところでございますが、今ご指摘のあった地震の被害、丘通りの被害ですね、これは確かに今の段階、一定の落ち着いた段階で冷静になれば、ご指摘のとおりだと思います。しかし今回の場合は津波による大きな浸水による大きな被害ということでございますので、まず救出救助者の対応、行方不明者の搜索、あるいはご遺体の検索といわゆる浜通り、沿岸部を中心とした対応の中で丘通りの地震の被害については第二段階の対応ということは否めない事実でございますけれども、私は物事にはそれぞれ優先順位というものがあるわけですので、大規模災害になればなるほどそういった優先順位の考え方を大事にしながら物事を遂行すべきであると認識しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。町長の考えは確認できたのですが、全てが切羽詰まった状況といいですか、第一に遺体搜索を重視するという取り組みについて何ら異論という立場をさらさら取るつもりはありませんが、しかし全体、全ての職員がそういった搜索活動等々についていたのかということになれば違うと思います。見ていますと。それだけが仕事でないんですから。そのために対策本部が設けられて、いろいろな部署部署で役割が決められていて、災害時にも対応できるようなのがちゃんとこの対策本部条例といいですか、赤本で示されている。そういうことがあるから、そういうものが示されていて、常日ごろそれを見て、そしてそういった時には対応できるようにという、そのための物だと思



うのですが。そしてその中にはそういう事が書いてありません。残念ながら。しかし分かりました。町長の考えはそういう考えということが確認できました。

次に丘通りの基準がこうあいまいになって、それも2次調査で示されているのかもしれませんが、その辺が今の被害状況を見てみますと、ちょっと理解できないような状況を生まれているわけですが、被災者が分かるような判定基準、認定基準になっているのかということをお伺いいたします。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。被災者が分かりやすいかということですが、なかなか内閣府で出しているのは私どもがやっても分かりにくいのではないかと思います。基準が途中で変わってみたいして、大変職員としても混乱している状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。混乱しているということなんですが、混乱していることに対しての対策等々を考えて進めているのかお伺いいたします。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。混乱しているということとは、調査したところをもう一度やり直ししているところもあり、そういうところについては申請なしでも基準が変わったわけですから、自動的に調査をしているところがございます。

8番（遠藤龍之君）はい。今の点について確認いたしますが、それは2次調査後の話ですか。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。いえ2次調査ではなくて1次調査の判定基準が変わったということです。

8番（遠藤龍之君）はい。分かりました。そして今、見直し等々で混乱しているということなんですが、その見直しの中には地盤、斜度などいろいろあるわけですが、分らなければ、分かるところに聞いて一日も早く、被災者の方々に納得のできるような、結果を示さなければいけないかと思いますが、その辺はあくまでも混乱している中で、そういう状態の中で進むしかないというお考えかどうか、伺います。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。とりあえずは1次申請があったところを対象に。それで今2次審査があるところを、次終わりましたら、改めまして広報したいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう混乱している中で、先ほど町長は6月上旬には、終わるということなんですが、その辺について改めて確認しますが、あ、これは後で確認します。その前に今地盤に対する被害、新たな状況が生まれているのですが、その地盤についても、それらの対象にされるとお考えなのか町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確認させていただきますが地盤に対するというのは、宅地を対象にした（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）具体の判定基準にどういうふうにそれが組み込まれているか確認する必要がありますが、仮に、そういうものが判定の中に入っていないということであればこの震災対策ということでございますから、そしてまた地盤という極めて重要な部分でございますので、含まれていないということであれば、そういうものが含まれる形での対象が可能なように国の方に基準の見直しを働きかけていく必要があると考えてございます。具体のそういう判断項目に入っているかどうか担当課長より確認させていただきたいと思います。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。地盤に係るというところは、地盤が例えば地滑りとかで傾きが出たり、あとは液状化現象という意味でございますので、それについては、あくまでも住家が被災を受けてなければだめだということでございます。その地盤、例えば宅地であって家が建っていない場合の液状化になりましたと言っても、それについては罹災証

明が出るものではないと理解しております。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうことですから確認したんですが、ただ、相当そういった動きによって、それが影響して、直接の影響でなくても、そのことによって被害が生まれているというところもあります。ですから、その辺の今後の対応について、しっかりと国に求めるということだけでなく町独自で対応を図れるような体制をとっていかなくちゃならないと思うんですが、当然、専門家も含めて、その辺の対応についてどう考えられるか、これもまた、国待ち、県待ちというふうになるのかどうか、その辺について町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この関係については、姿勢としては町が独自にあれするという姿勢も重要でございますけれども、非常に技術的な、専門的な問題でございますので、やはり国なり県との調整なり連携を図って対応するということが不可欠でございますので、そういうふうな方向で対処させていただきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。方法については、国との連携ということでも大いに結構ですので、ぜひ被災者の方々が安心できるような形で進めていただきたい、このことを求めておきます。

次に、支援金等の話でございますが、具体的にこれどこまで進んで、先ほど、具体的に聞きますと支援金等関係はどのくらい進んでいるのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な内容でございますので、担当の保健福祉課長の方から補足させていただきます。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。お尋ねの処理の状況でございますが、冒頭、町長の方から全罹災証明等の発行件数4,113件というお話がございました。当然、これには対象となるものとならないものが含まれておりますけれども、生活再建支援金の対象となるものうち、2,198件につきまして受付処理をし、県の方に進達をしている状況にございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この件についてはまだ支払っていないということですよ。そして、この支援金については、当然、罹災証明の結果が認定基準というかなるかと思っておりますが、その辺の関係でこの進捗状況はどうかということをお伺いします。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。罹災証明4,113件の内訳でございますけれども、全壊の2,265件、大規模半壊が582件、半壊が362件、というふうなそれぞれの内訳でございます。その他、基礎支援金の対象外となります一部損壊が897件、基準外が7件、これらを総計しますと4,113件になります。これに対しての2,198件というふうなことでございますけれども、約3,300件くらいの2,998件が処理されているという状況でございますのでご理解をいただければと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。処理されてるのはこの2,198件の方々にはお金がいったるということで受け止めていいんですか。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。生活再建支援金の関係につきましては、町長が答弁申し上げておりますように国から直接振り込まれるということございまして、その前段の処理として2,198件につきまして県の方に進達をしているというふうなことで、これにつきましては、繰り返しになりますけれども、申請からおおむね2か月程度を要するというふうなことで町長が答弁申し上げておるとおりでございますのでよろしくお願ひした

いと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。申請から2か月、震災からって聞こえた。なんでそんなに時間がかかるんでしょう。ということも聞かれても困ると思うんですが、待ってるんだね、被災者の人達、では町長に聞きます。どこにこの2か月もかかる要因があるのかどうかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、担当課長から申しあげましたとおり、町から県、県から国という一縷の流れですよ、進達という流れの中での時間を要するということだと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。2か月もかかるの待ってられないという現実があるわけですが、どこに責任があるかといわれても困るんでしょうけど、国、県のどこかで、やはりこれはもう国会のなかでも問題になってるようですが簡素化、スピード化というものがいま求められております。国、県にいろいろ障害があったとしても、これらの被災者の気持ちを汲んで町長は、この件につきましても積極的に国、県連携という言葉を再三申しあげておるようですが、その環境を強化して1日も早い皆さんに配分ということをお場で求めておきます。

次に、確認ですが、この財源についてはどのような受け止め方なのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。財源、（「損害見舞金、支援金とか、」のと呼ぶ者あり）財源、担当課長から申しあげさせていただきますが、町としても一定の負担が伴うというふうな制度になってございますので、仕組み的に簡単に申せば、国が基本的に4分の2を出すと、半分出すと、あとは県と町がそれぞれ4分の1ずつ出すという仕組みになってございますので、のちほど審査していただく今回の、すいません、失礼しました、ちょっと、（「町長、大事なことですよ、財源」と呼ぶ者あり）これは国から直接交付される仕組みの中で対応していると、そういう性質のものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そうなんです、町長は常に金がかかる、金がかかると言ってますが、実際、この間の災害に関しては、ほとんどは国が持つということをお前提としていま進められています。阪神淡路とまた違った大規模な災害ということで、国もその辺は、自治体の地域の被災地の区域も考えながら考慮しながら、財政問題、財源問題については、国としてはそういうことで考えられて、昨日今日の話でなくてずっと前からそういう方向になっているはずなんです。これ、先ほどの瓦れき撤去についても然りですし、その辺も見ながら今後の復帰、復興、常に町長の言葉聞いてますとすぐに財源が壁になって、まっすぐに進むものがちょっと横に進む、これは私の言葉、見立てですから、というふうに非常にこの問題は重要な問題です、財源の問題は、国がどう考えるかは別にして、町に対してはそういう手当は示されているということなんで、ぜひその辺を頭において今後の必要なことは限りなく進めていただきたい、財源も保障されているということなんです、ということについて を求めておきます。

次に、瓦れき撤去、いや（「はい」町長挙手）いや、いいです、いやいいです、町長の認識わかりました。いいです。実は時間がないんです、15分しかないんです。どうもすいません。次、瓦れき撤去の現状についてお伺いします。先ほど、私の受け止め方、町長、さきの の発言の中から私の従来の受け止め方したわけですから、そのとおりです、時間ないですから、時間過ぎていくんですから。次、瓦れきのことについてですが、この点も確認だけさせていただきます。時間がないってということなんで。丘通りの

地震被害の瓦れきについて、もう津波と同様の対応をされるのかどうかお伺いします。

具体的に、赤、青、黄ですか、赤、黄、青ですか、対応について。

町長（齋藤俊夫君）はい。この色分けした建物の処理、これはどういうふうな形での処分を望まれるのかというふうな色分けでございますので、そこから発生する瓦れき等については、当然一律の対応させていただくということになるかというふうに思います。ひとつだけ付け加えさせていただければ、やはり、今回の大震災を踏まえたもろもろの事業、財政支援、「いい、時間ねえがら」と呼ぶ者あり）一律といいますか、自衛隊と一致した受け止め方は、阪神淡路を上回るという中で、それなりの支援率が上がってますけどもその積み重ねが町にとっては、弱小自衛隊にとってはたいへんな負担になるという中で、限りない100パーセントに近い支援策を一致して各自衛隊、求めているということをもまずご理解をいただきたいと思うところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。財政負担については、新聞等々でいってるし、だれもが自治体に対しては国も考慮、配慮しながらやってる。ただ、最終的に最後の90パーセントの配分がどうなるかとか、その部分については被災自治体が一致して国に対して要請すればいいというだけの話で、町長 する話でないです。当たり前なことなんです。瓦れき撤去についてですが、もう一回確認します、いまのところ。分がなくなりました。家屋の解体撤去ということについて同様だということによろしいですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。丘通りと浜通りでちょっと旗の活用の仕方、ちょっと異なっておりますのでその辺含めて担当課長の方から補足させていただきたいと思います。

町民生活課長（平田篤司君）はい。今のご質問ですが、丘通りの地区におきましても同じ処理をやっていくという考えであります。（「さっぱり、一定してねえんだおん」と呼ぶ者あり。）

町長（齋藤俊夫君）はい。すいません、いまですね、私の前段のあれは、この浜通りではこの3色の旗を駆使した確認をしているという状況ですけれども、丘通りについては、本人から直接撤去の意思を確認しながら進めているというふうなことでございますので、そういう確認の仕方が違いますけども瓦れきとしての取り扱いは、何ら異なるものではないということでございますので、お願いいたします。

8番（遠藤龍之君）はい。さらに被災者からの要望として、物置、土蔵の解体、撤去も赤、黄、青の対象にならないか、これは生活再建支援法の対象にはなっていないようですが、今後どうなるか、この件についてもわかりません、国がどのように、もしなくても町の責任で対応すること、そういった考えはないか、とりあえずお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。地震による瓦れきの発生、それが居宅か居宅以外につきましては、これはちょっと再確認をする中で進めてまいりたいと思います。少なくとも、津波被災の場合には、なかなか個人所有の特定が難しいという側面もございまして、そういう区別なく一律、基礎部分も含めての瓦れき処理になってございますけれども、地震についてはちょっと再確認をさせていただきたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。一日も早い再確認をしていただきたいと思います。これにつきましては、隣の亘理町ではこれらも含めて対象とするという方向で動いているということが伝わってきています。ぜひ、そういったことでは今丘通りでは家屋、住家以外の瓦れきの撤去についても相当悩んでいると、不安の中にあるということがありますので、多分いいです。ということですので、その辺はぜひ町独自の積極的な対応を図られる

ことを求めておきます。

次に、2次仮置場の対応ですが、安全対策について確認します。アスベスト対策で3万枚用意したということで対応する、防塵マスクですね、無くなったらどうするんですか。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。不足すれば必要な個数については、町として対処したいと考えてございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ダイオキシン、アスベスト等々の有害、安全に対してそういったものが言われてますが、新たに有害物として塩素関係の問題も指摘されてます。その辺の対策についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。塩素関係の対応状況については、担当課の方から説明させていただきたいと思いますが。

町民生活課長（平田篤司君）はい。ただいまのご質問でございますが、塩素関係につきましても国の基準の中でどの辺まで有害なのか、なかなか難しいところがありますが、それ以外に県の指導を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君の質問を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（佐藤晋也君）10番佐山富崇君の質疑を許します。

佐山富崇君登壇願います。

10番（佐山富崇君）はい。このたびの東日本大震災に関しまして緊急質問いたします。

まず、お亡くなりになりました方々に対しまして心から哀悼の意を表しまして、また罹災者、私も含めまして罹災者各位に対しましては、心からお見舞いを申し上げさせていただきます。

また、本議会におきまして緊急質問を認めてくれたことに対しましても感謝を申し上げます。なお、15分という時間でありますので、一問一答で最初から行きたいというふうを考えておりますので、お願いをいたしたいと思っております。私も15分という時間の中でありますので、簡便に質問させていただきますので答弁もそのように願うものであります。

それでは、被災者生活再建についてまず質問いたします。生活再建支援法に長期避難世帯の認定というのがございます。もちろんご認識になってると思いますが、これは地域や集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたという場合、支援法の長期的避難世帯に該当すると思われるわけですが、当然、本町でもそういうような状況なのかなというふうに思います。認定されれば被害の程度に関わらず、全壊世帯同様最大300万円の支援を受けることができると思いますが、この認定のメリット、デメリット、まずお伺いします。

- 町長（齋藤俊夫君）はい。長期避難世帯認定に関するメリット、デメリットでございますが、まずメリットについては、この生活再建支援金の支給手続きの迅速化を図るという点で罹災証明書の発行のためのこの住家の被害調査が遅れていることについては、この認定によって罹災証明書の発行が不要となりますので、これがメリットの一つであると考えております。デメリットでございますが、この認定を行うと認定区域の被害者は被害の程度に関わらず、今お話ありましたように全壊同様最大300万円の支援が受けられるということになるんですが、このことによって全壊となった住家と床下浸水の住家、また設定区域の境目、これに該当する方としない方が発生いたしますので、不公平感を招いてしまうことがデメリットの一つと考えてございます。
- 10番（佐山富崇君）はい。不公平感があるという 逆にまだまだ住めるのか住めないのか、いつまでも蛇の生殺しのようになっている状況の方が困るのではないかと。私は思うので、その辺のところでは私は本町も地域を限って、長期的避難世帯というか地域というふう認定すべきであろうと思うんですがその辺いかがですか。
- 町長（齋藤俊夫君）はい。この長期的避難世帯の認定の仕方ですが、基本的にこれまでのこの運用を見てますと指示機関が県単位でございました。今回の場合、町としてはこの住家の被害調査がある程度済んできましたし、6月いっぱいには仮堤防工事も1期工事の完成というふうな状況もございますので、こうした状況を見据えながら避難指示区域の弾力的な見直しも必要だなというふうにご検討してございまして、また、罹災証明書を発行する方が他にも利用することができますので認定を行ってこなかったという状況があるわけでございますけれども、避難指示区域のあり方については今後必要な弾力的な見直しを進めていく中でご理解を賜りたいと考えてございます。
- 10番（佐山富崇君）はい。それは地域によりわかりますが、坂元の沿岸部のような地域は長期的避難世帯と認定がされてもよかったのではないかとというふうにお聞きをしたので、その辺のところまずね。
- 町長（齋藤俊夫君）はい。坂元地区といいますと、具体的には磯区の一部を念頭においたご質問かというふうに思うわけでございますけれども、現時点においては、上下水道、電力、いわゆるライフラインの復旧の見通しが立たないというふうなところでございまして、そういうふうな見通しをです、立てる中で今後については対処していきたいと考えるところであります。
- 10番（佐山富崇君）はい。私の質問とは答えが咬み合いませんので、再度お願いします。
- 町長（齋藤俊夫君）はい。すみません。私の対象地区なりお尋ねあった内容について、ちょっと前段、認識の違いがあったみたいですが、坂元地区におきましても一部床下浸水等という中で長期避難的な、いわゆる避難指示区域内にあって今後の対応に苦慮されているというふうなそういう住家はあるということでございますが、そういう中でも、先ほど言いましたように基本的にはライフラインの復旧と、そしてまた仮堤防の復旧による高潮の浸水のシミュレーションなども加味しながらこの辺については先ほど申したような形でできるだけ避難指示区域の見直しを弾力的に対応していけるように取り組んでまいりたいというふうにご検討してございまして。
- 10番（佐山富崇君）はい。柔軟とか弾力的とか、そういう形容詞いらぬですよ。いつまで、どこどこを見直すというふうなお答えください。

町長（齋藤俊夫君）はい。現時点では、いつまでというふうな明確な期日をお示しできませんけれども、先ほど言ったように仮堤防の第1期工事の進捗状況、完成の見通しなどを確認する中で対応をしていきたいというふうに考えてございます。

10番（佐山富崇君）はい。仮堤防は6月中にできるといまままで明言なさってきました。その時期と認めていいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まさしくこれは1つの大きな目安になるものというふうに考えておりますので、この大きな目安にしながらこの対応を見極めていきたいと、そういうことでご理解をいただければと思います。

10番（佐山富崇君）はい。この件については一応了解をしておきます。今回に限り、今回はね。では、復旧、復興計画についてお伺いします。いつ頃までに策定となるのか、新聞報道では私どもに何の話もありませんでしたが、7月中には方針を固め年内中に策定するというふうに新聞報道がなされたようであります。まずもって、準備段階としてどのような手順、段取りを想定しているかをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。策定の時期につきましては、今回提案しておりますこの説明要旨にも明示しているところでございまして、私としては本来であればこの提案理由の説明をさせていただく中でこのやりとりをさせていただければありがたいわけですが、この件につきましてはご理解を賜りたいところでございます。

現段階では、少しでも早くこの復興計画に取り組みたいというふうな思いの中で、来週にも庁内に私を本部長とする、そしてまた各課長で組織する震災の復興本部を立ち上げをしたいということでございまして、それから、具体的にこの復興本部を事務局機能を果たす専門の課を今回、課の設置条例ということで提案させていただいておりますので、6月1日を目途に事務局となる課の設置をしまいたいと、そしてまた、併せて可能な限りこの本日の議案でお認めをいただく中で復興計画に向けた具体の町民代表なり有識者の皆さんの選考というものを早めに内定をする中で6月のできるだけ早い機会に1回目となる会合を開催をしていきたいとおおむねそんなところで考えておるところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。手順としては今お聞きしたとおり、課の設置は6月1日、もちろんきょうの議会の次第ということもあるんでしょうけど、可決されたとしまして、6月1日と。さらには、できるだけ早い機会に町民代表の会議を開きたいと、できるだけ早い機会ということは6月上旬にはもう当然ということになると思うんですが、その中で段取り的には、手順、段取りはそういうことなんでしょうが、どういうパターンで町民代表を選ぶのか、それをまず。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、今回の復興計画の策定については、大変時間のない中で進めていかななくてはならないということでございますので、いろんな意味で早く町民の皆さまにこれからのまちづくりの方向性なり、計画の内容を共有していただくということが大事でございますので、若干今までの構成メンバーの数的には少し絞った形でスピード感を確保してまいりたいと思っておりますし、少ない人数の人選につきましてはやはり今後のまちづくりに造形の深いあるいは見識をお持ちの方を町内全体を見渡す中で選考、選出してまいりたいというふうに考えてございます。これまで選考している自治体の状況を拝見いたしますと、被災者の代表であるとか有識者の代表であるとかの一定の区分を設

けながら選出しておりますので、町としてもそういうものを参考にしながら少ない人数でございますが選考にあたっていきたくて考えております。

10番(佐山富崇君)はい。メンバーを少なく、しかも網羅したような形の、ちょっと矛盾してると思うんだよね。私はここで話しておきたいのは、年代別に選んでいただきたい。年代を偏らない、若い世代からも20代、30代、40代、50代、60代というふうに、年代別にも選んでいただきたい。さらに、男女比も少なくとも、少なくとも6、4ぐらいの割合で選んでいただきたい。7、3ではうまくないと私は思っております。その辺のところいかが考えているかお伺いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。選考に際しての一つの考え方として男女比の問題、そしてまた世代間のバランスというものは大変重要な視点であると思います。具体の人選を進める中で今ご要望のあった、ご提案のあった形にうまくマッチするかどうかわかりませんが、極力こういう視点を大事にして選考に努めてまいりたいというふうに考えます。

10番(佐山富崇君)はい。それはそういう方向で考えるというお答えいただきました。それはそれでよろしいかと思いますが、私ども議会に対してはどのような相談、提案あるいは討議をしていこうとしているのかをお伺いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。先ほど申しましたように、今回は極力スピード感が必要でございますので、現段階ではこの定例会などの改まった場ではなくて懇談会方式での意見交換を行っていきたくてというふうに思っておるところでございます。そしてまた、策定中ございました第56号総合計画を途中で中断をしたということがございますので、今回策定する復興計画においては本町の総合計画の基本構想として位置づけたいと考えておりますのでその点を踏まえ、復興計画が整った時点で正式に議会のご可決を賜りたいというふうにも考えてございます。

10番(佐山富崇君)はい。いや緊急の場合であるから懇談会方式でやりたい、別に形式ばらないで定例会とは関係なくというお話のお答え、それでは困るんじゃないですか、それでは話にならない。と、私は思う。こういう時こそ、議会と一体となってよくご相談いただいて私どもも執行部に協力して、提案をしていくべきだと私は考えるんですが、町長の今のお答えでは腑に落ちませんので再度お伺いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。大変失礼申し上げました。今日の議案の中にも、この東日本大震災の災害対策調査特別委員会設置の予定されているところがございますので、そういう場を大いに活用しながら、議会の意見交換を重ねていきたくて、そういう中で正にいまご指摘のありました町挙げての対応、計画づくりと、まちづくりとそういうものを心がけていきたくてというふうに思います。

10番(佐山富崇君)はい。おおむねそういうご答弁を最初からいただければよかったんですが、多々気になる言葉がございました。活用して、その場で、特別委員会のようなその場でご討議いただきたいとか、そういう表現できないんですか、あなたは。もう一度。

町長(齋藤俊夫君)はい。舌足らずなところがございまして、不快の念を抱かせましたことについては、お詫びを申し上げたいというふうに思います。議会の皆さまとは、じっくりご協議、ご指導をいただきながら、この計画策定に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思っております。

10番(佐山富崇君)はい。町長がそういうふうなおっしゃる方をするのであれば私どもも全面的



に当局にご協力申し上げます。何らやぶさかでもないし当然のことですので、私も肝に銘じておきます。

それでは、時間が半分過ぎたということですので、JR常磐線の山下駅までの早急なる開通復旧運動と申しますか、この件につきましてお伺いします。当初、災害対策本部と申しますか町当局と申しますか、執行部と申しますか、同じことでしょうか、復旧開通には消極的だったというのは誰しもが受け止めているところでもあります。なぜなのか、まずお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。常磐線の復旧への取り組み、消極的だったというお話でございますけど、基本的にはそういうふうには思っておりません。私としては、まず、先ほど遠藤議員にもお答えした部分がございますけども、すいません、「議長から言ったらいいでしょう」と呼ぶ者あり）大変失礼申し上げました。まず、やはり、今回大変な行方不明者が発生したという中で、行方不明者の捜索なり犠牲となった方々の捜索活動、あるいは、お住まいを失われた方々の、1日も早く避難所から仮設住宅の方に入居できるように、そういうふうなことでの復旧対応に全力を挙げてきたというふうな、まずそういう段階があるということがございます。この常磐線の復旧そのものについては、ご存じのとおり町内でのJRには壊滅的な被害を受けておると、そういう中で山下、浜吉田駅間で貨物列車の流出などもありまして、復旧には相当の時間を要するというふうなことで、当初は仙台、山元間の直行バスでの公共交通の確保と、この対応に傾注をしてきたところがございます。その後もご案内のとおり、JRによる復旧に合わせた町民の足をバスにより確保すべき対応をしてきたところがございますので、ひとつ段階を追ってこの問題については、対応していかなくてはいけない大切な問題だと認識しておりますので、過般の全員協議会でもですね、そうした思いで対応させていただいたところがございます。

10番（佐山富崇君）はい。あのね、そんなことね当然ですよ。行方不明者の捜索。それにあたってきた。当然先ほど同僚遠藤君の質問にもありまして、並行して進まなければならない。そちらにかかったから、こちらまだなんです。こんなことでは済まないんですよ。だから遅れる。しかも私もそちらの方はやってきましたみたいなお話ありましたが、議会はこれはいかんと申すことで動き始めた。それで、過般の全員協議会とおっしゃいましたが、5月2日ですよ。5月2日に町長に詰問した。私どもと一緒に常磐線の山下までの元線復旧をまずもって運動しましょうや、やってくれますかと詰問した。ようやくやりましょうとなった。その前、手をつけなかったんだよ。町長は、齋藤邦夫亘理町長と話し合ったことありますかということに、行ったことないと。浜吉田の事も考えなくて駄目なんではないんですか、あるいは折り返し地点の事も考えなくていけないのではないですかということも申し上げ、5月2日に議会として詰問した。その前に我が町議会は県議も呼んで、県議もしっかりしてくれや、頼みますよということを申し入れた。分りましたと、県の鉄道運行委員会に私掛けあってみますからと。県の議長がその会長なはずですと。私もやったことありますと、県議は言った。それと同じように詰問した。県議にも来てもらった。それで5月2日に町長に強くこの話を打ち出したわけです。私たち議会として。それで、はい、やりますと。あの時あまり力なかったよ。けれども、やりましょうと言ってもらいました。大変心強かったです。それで、その後どう

いうふうに来てきたか、詳細にお答えいただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに佐山議員さんから経緯を含めていろいろお尋ねありましたけれども、私どももまず2日の全員協議会以降ですね、早い段階で、県あるいはJR仙台支社と直接協議の場を設けたいというふうなことで縷々対応してきたところではあります。この2日以降ですね、県とのやりとり、情報交換なりは、それについては県とJRとの協議の状況、あるいはそういう状況を踏まえながらですね、JR仙台支社との協議の場を持ちたいということで今いろいろ進めつつあるということでございます。それから、この協議にあたりましてはですね、山元町の問題でございますけれども、もう一つはやはり常磐線延線というふうな山元町以外の当然あるわけでございますので、ご案内のとおり以前から要望活動を行ってきた常磐線北部整備促進期成同盟会、私どもが事務局、そして私が会長という立場にあるわけですが、関係する相馬市長、あるいは新地町、亘理町と連携を取りながらこの問題に取り組む必要があるというふうなことのもとで、13日に新地の町長にもお会いをし、また相馬市長さん、亘理の齋藤町長さんとは、いろいろと都合もございましたので、それぞれ電話で連絡を取りながらですね、常磐線の復旧に向けてまずは意見交換、情報交換なりをさせていただいたところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。あのね、議長注意してくださいよ。私はこのことについて詳細に説明してください、答弁してくださいと申し上げた。ずるずると。具体的に言ったのは13日に話した。これだけ。あとはずるずると協議を行うように話をしているんですが、打ち合わせをして会議を持ちたいんですがと。それだけでは。私はいつ何時何分ごろどこに電話してこの件については、どういうふうにした。当事者は誰だということまで求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい。詳細にというようなことでございますけれども、一連のこの流れについてはですね、基本的に今話した方向でですね、是非ご理解を賜りたいと思いますし、各関係自治体、各機関とやはりある程度の事前のですね、情報を共有し今後の進め方をきちんと確認しながら、議会の皆さんともそういう情報を踏まえて、ご相談をしながらですね、いろいろな形で進める必要があるのではないかと考えてございますので、ぜひご理解を賜りたい。私としては、ちょっと時間のかかっているところもありますけれども、一つひとつ皆さんとお話をしていってより良い方向を見出しながらこの実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

10番（佐山富崇君）はい。答弁になっておりません。詳細にと言ったでしょ。何日の何時ごろでもいいですよ。何分までは無理でしょうからね。だってどなたでも課長にしる、町長にしるこういうご時世ですから日報書いているでしょ。何時何分誰とあった、仕事したと。私ですら書いている。こういう状況ですから。平時と違いますから。異常時でありますから。そういうことであれば、担当課長がJRの仙台支社の誰々と電話で要請したとか、話をしたとか。あるいは副町長が県庁に出向いたとか。そういうのをメモしているはず。それを答えて欲しいと言っているわけですから。議長その辺の答弁引き出してください。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変重要な問題でもございますし、また一方でですね、大変難しい問題でもございます。確かに一つ一つの行動をご披露するということはやぶさかではございませんけれども、必ずしも一つ一つの場面を紹介しないから、出来ないから駄目だということにはならないのではないかと。やはり執行部としても、議会の皆さんなり、町民

の皆さんに一定の責任を持ちながら事を進めるという中ではタイミングを見ながらいろいろとお話をし、ご相談をするというそういう立場を一方でございますので、その辺を加味しながら、この問題については取り組んでまいりたいと思います。ちなみにですね、5月2日以降の関係について、少し補足をさせていただければ全員協議会の後、まず県の方と土木部の担当次長といろいろJRとの協議の状況なりを確認をさせていただいたところでございますし、各関係首長さんとはですね13日を中心としてですね、13日に3首長さんにご連絡をして、今の常磐線の復旧なり、今後に向けたあり方について意見交換をさせていただいたということでございますし、そういう状況を踏まえた昨日までに今後の日程調整を進めつつという状況でございますので、そういう中で一日も早い、議会の皆さま、町民の皆さまと一体となった要望活動をですね実現できるようにしてまいりたいというふうに思うところでありますので、よろしく願いいたします。

10番(佐山富崇君)はい。13日の件は先の答弁でおっしゃったのね。そこのところ繰り返し喋ったって。私も何回も立ったり、座ったりで。同じこと聞くのは嫌ですよ。なんで詳細に言えないの。やらないからでないのか、と言いたくなる。そうでなくやってらっしゃるのだから、具体的に誰といつ電話した、内容はこうだったと説明ください、お答えくださいとお話しているわけですから。いいですか。そこのところを再度お願いいたします。と言いますのは、常磐線が復旧するのか、しないのかしら。赤旗を立てようかしら、白旗を立てようかしらというのを、駅近辺の人は迷っている。赤にしたけど黄色にした。まだ駄目なら赤にしようかなと。こういう事ですよ。町の人口はそれで相当変わってくる。早急なる山元町までの常磐線が早く乗り入れ、開通するかどうかで。私そこなんです、危惧するところは。これによって、旗2つもってウロウロしているんですよ。駅近辺の方は。そこのところもう一度お答えください。

町長(齋藤俊夫君)はい。先ほど主な流れと相手方ということに留まってしまったところがありましたけども、まずですね、県の方とやりとりの中では、JRとしても早い復旧復興を願っているということですけども、すでに新聞等でもご紹介ありますように宮城県内でも7つの路線において大きな被害を受けているということもございまして、この常磐線を含めて復旧復興ということについてはですね、大変JRとして負担も大きいということもあって、やはり国のそれなりの理解、あるいは支援というものがはっきりしないと厳しい状況があるということも伺ってございます。ですから例えばそういう話をこの山元町の関係で言うならばですね、すいません、その前に関係首長さんの関係でございまして、相馬市さんについては今回の津波なり地震による被害というのは相馬市内ではそう多くなかったと。ご案内のとおり海岸部から約3キロ離れたところに常磐線のルートが走っているということもあって、そういう被災状況だったということなんですけども。亘理町から山元町に復旧をすると、あるいはルートがきちんとした形で復旧をするということで、ぜひ頑張ってもらいたい。この相馬の先ですね、復旧できない部分が復旧しないことには相馬としては大変困るので、早く山元なりあるいは新地までの早い復旧を期待しているということでございます。それから新地につきましては、これまでご案内のとおり、町の南端からより新地町にかけてはより海岸線に近い常磐線のルートが走っていると、そしてまた新地駅近辺で客車が津波により被害を受けたという状況もございまして、新地町としてはより内陸を希望されているという状況でございます。

それから亘理町さんについてはですね、基本的にどういうふうな内容を考えているのかその辺を踏まえてよく町内で意見交換会をしていただく中でですね、進めてもらったほうがいいのではないかとというアドバイスも頂戴してございます。私としてはそういう皆さんの考え方、また地元での一日も早い町民の方々の足の確保、JRとしての足の確保、復旧という問題、当座の問題、この問題と将来に向けてのまちづくりを踏まえた場合の常盤線の復旧のあり方、ルートの在り方を充分見据えた中で対応していく必要があるのかなと(「簡名をお願いします」と呼ぶ者あり)すいません。詳細にということだったものですから。(「言ったのは意味が違うでしょ」と呼ぶ者あり)そういうことで、その辺を充分情報収集しながら議会なり町民の皆さんと意見交換しながら対応していきたいと考えているところでございます。

10番(佐山富崇君)はい。時間もありませんので、この問題はかなり厳しい問題でありますので、本気になって取り組んでほしいということをご指摘申し上げて、この件については終わります。

次ですが町当局と町議会の関係について。先ほど来から申し上げたとおり町あるいは議会、あるいは町職員、町民全てが一丸となって取り組まなければ、復興は成り立たないというふうに私は認識しております。これも町長あるいは職員も同じだと思っております。それで伺います。町長は個室に戻られた。議長は議員の詰所で、机もなければ何もなし。町長と議長は同格というのは、自治法で言われております。その辺のところご認識を伺います。

町長(齋藤俊夫君)はい。首長と議長との関係については、佐山議員からご指摘のような基本的な関係にあるというようなことでございます。大変この庁舎の被害を受けたというふうな中で本来であれば、この庁舎を継続して使うというのは大変難しい状況であるわけですが、でも仮庁舎が出来るまでの暫定的な措置ということで1階のフロアを使用という状況でございます。2階については、やはり町民の方々と入れるのは難しいのですが執行部である我々だけがそういう状況の中で元の部屋に戻ったというわけですが、そういった状況の中でまず苦肉の策ということでございますので、議長さんにはご不便ご不自由をおかけして申し訳ございませんけども4月1日からの仮庁舎の開始ということで、少し別な部屋の確保、調整を踏まえましてご指摘の部分については調整をさせていただければと思いますのでご理解のほどをお願いしたいと思います。

10番(佐山富崇君)はい。申し上げたいことがいっぱいあるのですが、なにせ1分と言われたので。口の悪い町民の方々の一部がおっしゃっていることです。町長と副町長だけ個室に戻られた。ここは県の出張所かいと。県庁から来た人だけ個室だとかこういう話があります。首長で個室に戻られた本部長、災害を受けたところで何人おりますか。教えてください。

町長(齋藤俊夫君)はい。把握はしておりません。(「調べてください」と呼ぶ者あり)後日調査をしてご報告したいと思います。

10番(佐山富崇君)はい。時間が無いようですので、残念であります但し終わります。

議長(佐藤晋也君)はい。10番佐山富崇君の質問を終わります。

---

議長(佐藤晋也君)この際暫時休憩します。

午後 0時 3分 休憩

午後 0時50分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）1番、菊地八朗君の質疑を許します。登壇願います。

1番（菊地八朗君）はい。まず3点について。まず1点目としまして、山元町復興計画について。まずその中の1件として。人口減少対策をどのように考えておられるのか。2件目として公共土木施設とライフラインの復興計画はどのように考えているのか。3件目として財源確保対策として県に対し、宮城発展税等の申請を行ったのか。

次に新市街地について。1件目。山元町の耐震地盤の良いところはどこと考えておられるのか。次。JRラインをどのように考えているのか。またJRについては同僚議員が答えておりますので、これは考え方だけで結構でございます。次に今回の津波の状況を見て町長はどのように感じ、今後の対応をどのようにしようと考えているのかについて伺います。まずその件なんですけども白砂青松といわれたこの山元町の海岸は20年前より相馬港の埠頭の延長により海岸浸食が問題とされ、その対応策としてヘッドランド工事が行われてきましたが、今回の津波にそのヘッドランドが、遠浅の海岸がまさにリアス式海岸ということで津波を増幅させたと私は考えますが、町長はその点についてどのように感じ、今後の対策としてどのようにするか考え方をお聞きして、この3点7項目について町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。菊地八朗議員の質問にお答えいたします。まず大綱第1の復興計画についての1点目の人口減少の対策ということでございますが、町の人口は震災前のこの2月末の住民基本台帳ではですね、5,561世帯。16,691人の人口でございましたが、震災後の4月末にはですね、世帯については360世帯減の5,201世帯、人口については1,416人減の15,269人とこの2か月において約1割の減少であります。減少の要因といたしましては、今回の津波の犠牲者となられました町民の方が昨日現在で541人、残りの900人については住居等が被災され、あるいはJRの利用者の方が通勤、通学に不便をきたすということから民間の家賃補助を活用して町外へ転出したものと考えております。今後早急に復興計画に着手して町外で生活されている方々が1日も早くですね、町内に地元に戻れるようですね努力してまいりたいというふうに考えております。

次に公共土木施設やライフラインの復興計画でありますけども公共土木施設の災害は津波による被害箇所以外は通常の災害復旧制度を利用して復旧したいと。そして津波の被害箇所については今後の復興計画に基づきですね、各制度を活用して進めてまいりたいと思います。またライフラインでありますけどもこれについては、居住区域に沿ってですね復旧させるべきものでありますので、今後の災害に強いまちづくり等に合わせてですね、居住区域を設定をし、そこに集中してライフラインを整備することになるというふうに考えております。以上のことからライフラインの復旧については、瓦れき撤去作業の進捗状況あるいは立ち入り許容区域の拡大と併せて順次復旧作業を進めるとともに、浸水区域については、復興計画の中で検討を進め町民の皆さまが安全で安心して生

活できるように進めていきたいと考えております。

次に宮城発展税の申請要望の件でございますが、現在のところ復興計画策定に向けて検討開始したところでございますので、宮城発展税を原資とする富県宮城推進基金の実施メニューである産業振興分野あるいは地震対策分野についてはですね、要望申請はしておりませんが復興計画の方針に沿ったメニューが見込める場合については積極的に活用してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。なお、この度ですね大災害によってですね、大きな被害を受けた本町を復興するにあたりましては、想像を超える財源が必要となる可能性がございますので、地方公共団体単独での復興というのは大変難しいと考えられますので今後国、県に対してですね引き続き財政支援について要望してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に大綱第2の新市街地についての1点目。町の耐震地盤についてでございますが、本町の地質分布の状況は山地部が淡色といいますが淡い色、黒、墨土壌と。それから丘陵部が黄色の土壌と。これらについては比較的地盤が安定をしていると。それから素粒グライ土壌ということで、沖積地が平野部の大半に分布しておりますのでこの一帯については比較的地盤が弱いということが言えるわけでございます。したがって、おおむねの関係で申せば国道6号から西側の地盤は安定しているということになっております。今回の地震についてはですね、県内各地において地盤沈下が発生しておりますが、国土交通省によれば仙台市から山元にかけての沿岸部の傾向としては名取市、岩沼市を中心にこれまでの3.5倍、そして山元町においては最高潮位が1.3倍の範囲で変化しているというふうに聞いているところでございます。それから次に2点目の常盤線のルート関係でございますが、先ほど佐山議員さんのご質問の中でも触れさせていただきましたが、当面の足の確保ということでのまずは山下駅までの復旧の問題とそれから将来に向けてのルートをどういうふうに考えたら良いのか、この辺の兼ね合いをしっかりと整理をしていく必要があるのかなというふうに考えております。町としては、町の負担なしでやれる状況が一番望ましいのですが、現段階では地元負担ということも考慮せざるをえない制度になってございますので、その辺は町だけで解決できる問題ではございませんので、町をあげて、そして国、県との連携もしっかりといたしながらですね、町の負担がない形で、良い形で復旧なり新たなルートの設定ということで対応していければと考えております。いずれにしても、先ほど申したように必要な関係方面との協議、隣接市町なりJRの皆さん、県、国の皆さんと調整を行いながら町民の皆さまのご意見等も踏まえながら、今後策定する復興計画の中で、具体的なルートについてはそういう中で考えていかななくてはと思いますし、当面の問題の復旧についても、どうしたらいいのかということをお皆さんと共にこれを考えていきたいとふうに考えております。それから最後に大綱第3の今回の津波の状況をどういうふうに捉えて、どういうふうに対応していくんだというご指摘でございますけれども、これまで相馬港埠頭の影響による海岸の浸食というふうなことも言われておったわけですが、いわゆる埠頭建設に伴う潮流の変化、あるいは中小河川の整備が進展したことによって砂の供給量が減少、これが影響して海岸の浸食という状況にあるということでございます。このような状況の中で平成12年度から仙台湾南部海岸として指定を受けて海岸を浸食から防止するために国直

轄で海岸保全施設整備事業としてのヘッドランド工事を実施してきたところであります。今回の地震による津波は想定をはるかに超えるものでございまして、海岸堤防の破壊までに至ったものであります。そうした中で海岸の浸食のからみと津波の関係、この因果関係については、極めて難しい問題でございますので、これに関しては今後国なり専門官の意見、分析などをもとに町としての対応を見極めていく必要があるのかなと考えておるところでございます。これにつきましては、住民の皆さまが安全で安心して暮らせるように8月末の仮堤防の完成を図ると。そしてまた一定の高さですすね、より強度のある本格的な堤防の復旧に加え安定的な砂浜の確保を図ることが重要であると考えているところでございます。なお、海岸浸食対策ヘッドランド工事については町内において全体として16基が計画されているわけですが、基本的には現在の進捗ペースでは1基完成には4年ということでございますので、その期間をですすね建設を前提とすれば、期間を大幅に短縮してですすね、早期にヘッドランド効果が発揮できるように関係機関に強く働きかけていきたいと考えてございます。以上でございます。

1番(菊地八朗君)はい。ここからは、1項目について。まず人口減少ということで、この被災後約900名の方が移転していると。それに対してやはり人口減少というのは、山下駅とくにJRの問題ともつながりますが、駅周辺に通勤通学を求めてきた人たちがはっきり早く家残ったんだから早く居住区域というのを指定して、ここはもう居住区域だから安心して皆さん早く戻ってきてください、こういういち早い町民があつて町なんだから。この人たちがいなくなったら、今までの定住化促進という目標もあつて取り組んできたんです。今までいた人たちがいなくなるというのは、まだまだ呼び込むのは相当の年数がかかるし、再度この人口減少、早く来るために、町長自身としてはっきりは言われぬのか言われるのか分からないけども、ここまでは居住区域にしたい、何月ごろまでには居住区域ですよとさせる区域というのは、常盤線関係ではどの辺と考えておりますか。

町長(齋藤俊夫君)はい。考え方としては、2つあるのかなと思います。いわゆる今回の津波被害の中でですすね、比較的被害の軽かった山下駅から牛橋地区にかけての常盤線の西側を中心とした地域にお住いの方々。この問題をどう対応するのかというが一つあるだろうと思うし、さらにはその線からどこまで、どういう形で居住区域というのが設定できるのか、これについてはこれからの町づくりを皆さんと議論する中で土地利用という中で将来を見据えたエリア設定をですすね、定めていく必要があるだろうと。前段の件については、先ほども佐山議員さんとのやりとりでお話させていただきましたが、やはり仮堤防の6月までの完成というのも一つ大きな目安にしてですすね、然るべき判断をしていくとこの2段構えでこれからの対応をしていく必要があるだろうと考えております。

1番(菊地八朗君)はい。それでは先般、処分場、あそこから200メートル東を農免農道から200メートル東を企業区域で使いますよという町長の考えを聞いたんですが、そうすると、そのラインでいったら、そのラインで大体処分場、処理場、そこから東に200メートル、この区域を企業化区域とする、だからJR、いまの既存のJRラインのちょっと下になるかね、そのラインで考えていくんだなと、そうするとコンパスで海から測ると逆にいうと住宅地に残って海岸通りの中でも住宅地が残った花釜ライン、そのラインは県道からちょっと上ぐらいただとコンパスですすねと同じくらいなんだね。つまり、県道を境と、ところが県道の近辺には、花釜地区によればお寺さんもあるし、土地もあるし、

そういうところで皆さんももうすぐお盆も来るんで、ああどうなんだべ、あそごさ行かれんのがや、こういうことも心配するので、早急にこのラインだとか、距離で出す、海岸の距離からなんぼとそういうふうに出すとか、そういうことで早くの、住民に、町民にこのラインで組むんだよ、そういうことでやってもらわないと、ましてやいま、山元町の物産であるイチゴ、りんごは残るとするね、パブリカ、そして企業であるぶどう液、桔梗さんも大変な被災されましたけど、うちの近辺には逆に田所のジュースもある、ここでやれるのかとそういう心配もありますので、いつ復興すんだ、どこでどうすんだ、ですから先ほど同僚議員からも出ましたけど、逆にこのラインだったら長期避難区域とかするんだとなれば別な方法も考えなければならぬ、いう状況にありますので、まずこの件については早期、居住区域ラインをはっきりと示してほしいということで回答はいつごろになるか、いつごろはまた回答してくれないと思うんですけど、早期ということで大体どのラインだということが、今町長の考えとして要望、県、国への要望するにはこのラインだとそういうことがもう頭にあれば、町長お願いします、答。

町長（齋藤俊夫君）はい。避難指示区域という設定の中で、一定の瓦れき処理の対応に支障のない中で、どこまで立ち入り許容区域を設定するか、あるいは一部の事業者の皆さまの事業再開ということはどうするかと、これまで対応してきたわけでございますけれども、少なくとも事業区域、事業者の皆さまの再開については24時間対応ではなくて日中だけの対応が前提でございましたので、そういう中で一定の安全安心が確保できると状況の中でのひとつの判断でございました。今後、その辺の延長線上の中でどこまでということになるんですが、仮堤防の6月までの完成状況を早い機会に見極めながらということになるんですが、いまの段階で一つの例示をしていただきましたけれどもこの場で明確な形でそこまでになるというふうなところまでの検討には至っておりませんので、もう少し時間をお借りする中で適当な線引きができるように対応していきたいというふうに思いますが、基本的に被害の規模が、程度が大きかった壊滅的な被災を受けた地域とご指摘のような何とか今のところで頑張れるというふうな地域との兼ね合いを今後のまちづくりを見据えてどういうふうに調和させていくことができるかというところが一番重要な部分かと、また一方で非常に悩ましい問題であるかと考えてございます。

1番（菊地八朗君）はい。続いて、町長に指摘したかったのは、復興、財源と言っているながら、県、国に対して発展税等の要望、申請をしなかったと、これは町長、こういう時期、本当に、何とかしてくださいよという気構えでして、少しでも町民一人ひとりに満足のいく、我慢できる、これは町長、副町長、どちらもとにかくこういう申請をしなかったっていうのはちょっと手抜きだよ。ということを指摘しておきながら、続いて地盤のよいところということで、今ですけれど、今回、仮設住宅の場所は比較的地盤のいいところと判断して、この地域は地盤がいいのかってことなんだけど、今まで津波とは別、地震ね、高台っていう関係ではいいけど、地震がくるたび地震は当分収まらないと思うんで、今山通り丘通りという災害があったけどもあの地域この地域全部崩れ落ちている地域が、地震で、本当にこの地域がいくら仮設といえども地盤よかったのと、町長がそういう判断ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。前段お話のありましたこの発展税については、いわゆる、ふさわしいメニューがあればこれは積極的に対応していくということでございますので、決して手



抜きというふうな対応ではございませんのでご理解を賜りたいと思います。それから、仮設住宅の建設地の地盤の関係ですが、先ほど申しましたように基本的には6号線、あるいは一部6号線を超える里山もございしますが、そういうふうな部分を含めて比較的浜通り、丘通り比べると丘通りについては先ほど申した形での一定の地盤というものが確認できるという状況でございます。一つひとつ仮設住宅地の建設地、あるいは今後建設するであろう予定地を見分すれば、それは必ずしも全部同じ状況であるというふうには言い難い部分もあると思います。個々の場所によっては多少の地盤の程度というものが差がでてくるのは、これは否めない事実でございますけど、それはどこまでそういうことで地盤の良し悪しを確認するかということでございますけども、少なくとも今回の大きな地震の中では仮設建設地、今後の予定地については基本的に大きな問題はないのではないのかなというふうな受け止めているところでございます。

1番(菊地八朗君)はい。いや逆に仮設住宅に土地を協力してもらった方々にはお礼を申し上げたいんだけど、ただ一つ、こういうところには最初仮設住宅の予定地を示されたのは2か所で、罹災証明のときもどこどこがいいですか、その他とそういう条件はあったんで、逆に議会の方にもこういう提案でこういう提供者があったので、こういうふうにしたんだというぐらいの相談は、報告というか相談くらいはしてもらおうと町民には我々答えるのが楽だったかなということと、あとこれは回答いいです、ありがとうございますということで、ライフラインですが、本当にいま立ち入り許可区域から、そして下水、水道も出て、止まっているのがライフラインの整備よりも一番端末にある処理場なんですが、この処理場の状況というか、今のライフライン、下水、上下水道の状況というのはどういうふうになっているのかお願いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。上下水道の関係ですが、上水関係については基本的には必要な場所についてはほぼ復旧を終えているという状況でございます。これ、大きな意味でのご理解をいただきたいと思います。一つひとつの箇所については、まだという部分でございますので、大きな意味での上下水道の復旧はほぼ終えていると。それから、下水の方は、下水の環境が相当被害を受けてございますので、これからもっともっと調査を進めていかないとだめですし、終末処理場についても津波によって相当な被害も出ております。一方で、終末処理については、電力が復旧すればそれなりに油代等が軽減されるような状況もございますので、その辺は電力の方に今復旧を急ぐようお願いをしてそういう方向で進めてもらってますので、稼働できるものについては早くライフラインを復旧することによって電力を復旧することによって終末処理場の1日も早い稼働にこぎつけていきたいなというふうな考えてございます。

なお、細部については、上下水道事業所長から補足させていただきます。

上下水道事業所長(荒 勉君)はい。ただいまの町長の説明にもありまして、下水処理でございしますが山元浄化センターにつきましては、今発電機を使いましてポンプを動かして浄化センターまでもって行っております。浄化センターにおきましては、デッチで上水を撥ねてその後塩素混和して消毒している状況でございます。坂元地区につきましては、坂元農集排の処理場が稼働しておりますのでそこで処理している状況になっております。以上でございます。

1番(菊地八朗君)はい。家に戻って住みたい人のやはりライフライン、水道の関係も気になる

かと思しますので、1日も早い復旧ということをお願いしまして、3番目のこの津波の影響ですが、本当に堤防ぐっと牛橋から磯まで見ていった時に、津波の増幅で壊れたと私はそう思ってるけど、本当に元の堤防が曲がってるけど残った区域と、本当に中浜とか磯、ヘッドランドの間隔の近いところ、こここのところの堤防はほとんど残っていない。がしゃっとやられている。だから、津波の影響は、湾のようにリアス式海岸のように津波を増幅させたという影響は考えられるので、町長もそこは意見、まずは被害状況は皆で見たのと違って、堤防を見ていくのと、それともっともって国に対して強固な、仮堤防だからどこまでも仮堤防だけど、それに分かったらあのヘッドランドの工事を頑強な堤防に変えるとかそういう要望を、さらなる要望をして、特に我々残った花釜地区ですが、あそこの地区は花釜の七侍といって地名も苗字もあの七つからきてるので、本当に捨てがたい、戻れるものなら戻りたい、そういう地域なので、特に、逆に残ってるからそう言うんだけど、あの地域というのは、あの畑、いま瓦礫の山になってますけど、あそこで作った花釜、新浜、牛橋、あのイチゴが山元町を支えてきたのではないかと、そういう考えのもとで、一日も早い、そして頑強な、まさかここで聞きたいのは特にあの畑、海岸、堤防でだめになったから、岩沼方式みたいに瓦れきで堤防造る、例えば瓦れきの堤防で岩沼で復興している。瓦れきやってここに緑地帯造ると、そういう考えも町長はもっているか、それとも完全な立派な堤防を造ってあそこは何とか復興させるか、緑地帯としてもね、瓦れきの緑地帯じゃないよと、そういうこと考えなきゃとにかく、今の瓦れきの山は最初の2次処分場も国有地、町有地と言ったけど、海になってますから多分いま言った畑、通称が瓦れきの になると思うんだけど、そこを考え町長はどのように感じて、どこまでもあっちに水汲んでやっても町有地、国有地に2次処分場だと考えなのか、そして瓦れき堤防じゃなく緑地帯だ、岩沼方式みたいなじゃないよ、別な方式の緑地帯を造るんだという考えなのか、どのような緑地帯にするのか、町長、伺います。

町長(齋藤俊夫君)はい。まず今回の津波の関係ですが、これについては町内でも何人かの方が津波の来襲をつぶさに撮っているというふうな話も伺っておりますし、私もある方が撮ったビデオを拝見して改めて津波被害の甚大さ、恐ろしさを痛感いたしましたところですが、これについては、先ほど申し上げましたがそういう貴重な映像を専門家の方に見てもらう中で教えのあったヘッドランドとの関係など、そういうものを分析してもらいながら今後のまちづくりに活かしていければと思っております。具体的にどういうふうな防波堤なり防災緑地的な整備をしていくかということでございますが、堤防については先ほど言いましたように、より強度のあるより堅固な堤防と、そしてまた高さが正式には6メートル20だったでしょうか、この高さが一定の高さが必要だろうと思えます。さりとして、スーパー堤防と称されるようなそこまでの問題については他の被災地のなかなか機能しなかった部分、あるいは経済的な問題も含めて一定の高さというとりあえずお話をさせていただきたいというふうに思います。背後の防災緑地、これは非常に大切にしていかなきゃならない問題だというふうに思っております。岩沼では先がけて、復興構想会議の中で千年の松構想というふうなことで、下地に瓦れきをうまく活用して起伏のある防災緑地を設定したらというアイデアが出されておるところでございますけれども、瓦れきの活用は別として、私もこれまでのような平坦な防潮、防風林と

ということではなくて、起伏があった方がより津波、防災ということを考えれば検討に値するものじゃないのかなというふうに思ってますし、もう1つは、そういう起伏のあるなしに関わらず一定の厚み、幅、これもしっかりと議論しながら合意形成を図っていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、これから進める復興に向けた基本方針、あるいは基本計画の中で皆様の意見を集約する中で実現をしていきたいと、もちろん、それには相当の事業費が要するわけでございますので、いろいろな手法をして町として、あるいは町民の方々が少しでも負担の少ない形での防災緑地なり、あるいはまちづくりというものを基本にしていかなくならないだろうというふうに現段階では考えているところでございます。

1番(菊地八朗君)はい。今回も、本当に松がいいのかなという状況で、こういう太い松がドーンと家に吹っ飛んで入って来てるけど、本当に防災緑地が松の木がいいのか、松はいいといたら松の隣には別なものとかが、そういう配慮もしていい緑地というのは必要であるし、大変早い、それから、いまあった資料、映像ですか、そういうものは、避難所、いまおられる、テレビ等にもビデオ等でもしあったら、放映もして町民の本当の地震で津波で避難した方々にも放映してほしいということで私の質問を終わります。

議長(佐藤晋也君)1番菊地八朗君の質問を終わります。

---

議長(佐藤晋也君)これで緊急質問を終わります。

---

議長(佐藤晋也君)日程第3.これから、提出議案の説明を求めます。

この際、承認第3号から承認第24号、議案第27号から議案第29号について一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君。

町長(齋藤俊夫君)はい。本日、ここに、平成23年第2回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくにあたり、各議案の概要等をご説明申し上げ、併せて、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、平成23年3月11日、マグニチュード9.0、震度6強を観測する未曾有の地震が本町を襲い、その直後に発生した大津波によって、町の約半分にあたる浜通り地域が飲み込まれ、多くの尊い命が奪われるとともに、約2,500世帯の家屋が水没いたしました。更には、鉄道・道路をはじめとする公共交通機関や、電気・上下水道などのライフラインも現況復旧が困難なほど寸断、破壊され、壊滅的な被害を受けたところであります。

本町での死者は、警報発令後の町民の避難誘導にあたった消防団員や、民生児童委員、行政区長、町職員等はじめ660名を超え、今なお行方がわからない方は80名に上っております。また、家屋の全半壊は丘通り地域も含め、2,800棟を超え、多くの町民が避難指示継続中のため、長期にわたる避難生活を強いられているところであります。

この大震災により、亡くなられた町民の方々に対し、改めて哀悼の意を表するとともに、未だに行方不明になっている方々の一刻も早い発見を祈念し、さらに、被災された多くの町民の方々に対し、心からお見舞いを申し上げます次第であります。

また、この未曾有の災害対応にあたり、山元町消防団をはじめ、陸上自衛隊第10師

団や国、県並びに各自治体、さらには町内外の企業各社や国内外の皆様、そして議員各位には、震災直後より昼夜を問わず人命救助、捜索、避難者、ライフライン等に対する多大なご支援を賜ったことに対し、この場をお借りしまして、改めて深甚なる感謝の意を表するものであります。

目下の災害対策といたしましては、ライフラインについては一部を除き応急復旧が一段落し、また、被災者の方々の仮設住宅への入居も4月30日から始まっておりますが、今後、さらに被災者の方々が、1日でも早く日常の生活に戻れるよう、応急対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、今後の生活再建を踏まえた町の復興については、当初、答申間近だった総合計画に代わるものとして、将来も安全・安心が確保され、かつ本町の課題となっていた少子高齢化対策等も見据えながら、復興基本方針を7月を目途に、また、年内にはその復興計画をお示しできるよう、推進体制を早急に整備し、町民や有識者の英知を集めつつ、スピード感をもって、計画策定に取り組んでまいります。議員各位におかれましても、今後ともご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さらに、今回の町の震災対策についても総括を行い、その分析、評価をもとに教訓を見出し、次に備えた地域防災計画の見直しや減災対策について、鋭意取り組んでまいります。

それでは、本臨時会に提案する議案等についてご説明申し上げます。

初めに、専決処分による承認議案のうち予算関係以外の案件についてご説明申し上げます。

承認第3号から承認第5号については、東日本大震災に伴い、平成23年第1回定例会までに議決をいただき、公布していた条例を廃止するため専決処分したものであります。

次に、承認第6号については、平成23年度から亘理地域介護認定審査会の幹事町が本町に移行することから特別会計を設置するため専決処分したものであります。

承認第7号については、国民健康保険事業特別会計において、法改正に伴い国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるため専決処分したものであり、承認第8号についても、国民健康保険事業特別会計において、施行令改正に伴い出産育児一時金の引き上げ措置を恒久化するため専決処分したものであります。

承認第9号は、大震災に伴い、消防団員が災害救助法に基づく業務に従事する場合の費用弁償の額を定めるため、専決処分したものであり、承認第10号は、同様に震災被害に配慮し、軽自動車税の納期猶予できるよう専決処分したものであります。

承認第14号及び承認第15号についても、大震災に伴う被災者の負担軽減を図ることを目的に、水道事業会計及び下水道事業会計において、水道料金及び下水道使用料の債権を放棄するため専決処分したものであります。

次に、専決処分による承認議案のうち、予算関係の案件についてご説明申し上げます。

承認第11号については、3月11日以降の震災応急対策関連経費のうち3月11日から3月31日までに要する経費等について専決処分したものであり、避難所の設置運営及び遺体の捜索経費などに加え、公共土木補助災害復旧に係る測量設計業務委託等に関する経費や、不測の事態に対処するための予備費を追加し、補正額は4億2,327

万7,000円を追加し、総額57億4,420万5,000円としたものであります。

承認第12号及び承認第13号においても、大震災による上水道及び下水道の震災応急対策経費や債権放棄の臨時的損失経費を措置するため専決処分したものであります。

次に、承認第16号については、特別交付税の確定による追加措置に併せ、大津波に対する避難指示広報活動中に殉職した職員に係る退職組合特別負担金を措置するため専決処分したものであり、補正額は200万4,000円を追加し、総額57億4,620万9,000円としたものであります。

さらに、承認第17号から承認第23号については、平成23年第1回定例会が大震災により会期中で閉会を余儀なくされたため、平成23年度各種会計当初予算案が廃案となったことから、政策的予算を除く義務的必要経費及び災害応急対策関連経費並びに災害弔慰金等について、6か月の期間における必要経費として暫定予算を編成し、一般会計の総額111億9,537万7,000円を始め、各特別会計について専決処分したものであります。また承認第24号は、今回の大震災で発生した災害廃棄物の処理を宮城県に委託することについて、地方自治法の規定により県と協議するため専決処分したものであります。

続いて、条例議案3件についてご説明申し上げます。

議案第27号については、本町の復興計画を策定し、各種事業等に取り組む推進体制を整備するため提案するものであり、議案第28号については、策定中の総合計画に代わる復興計画を新たに策定するにあたり、総合計画審議会を廃止するため提案するものであります。

また、議案第29号については、甚大な被害を被った本町の復興計画の策定に関し、町民はじめ各分野から意見を求めるため提案するものであります。

以上、平成23年第2回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤晋也君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）日程第4．承認第3号から日程第6．承認第5号までを一括議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。総務課班長菅野寛俊君。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。それでは、承認第3号、承認第4号及び承認第5号は関連がありますので一括してご説明させていただきます。

お手元の配布資料ナンバー1によりご説明いたします。

承認第3号から承認第5号につきましては、条例の一部を改正する条例を廃止する条例であります。廃止の理由でございますが、このたびの東日本大震災に伴い平成23年4月1日施行としていた行政組織の再編を中止するため、平成23年第1回山元町議会臨時会で議決された山元町課等設置条例の一部を改正する条例を廃止するとともに、行

政組織再編に伴い所管課を改正する関連条例も併せて廃止するものであります。廃止する条例でございますが、1の条例一覧のとおり承認第3号山元町課等設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例、承認第4号にあります山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例を廃止する条例、承認第5号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の3条例でございます。

2の施行期日ですが、3条例とも4月1日付けで改正、施行となっておりますことから、同日付けの4月1日の廃止施行とするものです。

3のその他でございますが、これらにつきましては急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

以上、承認第3号、承認第4号及び承認第5号を一括でご説明させていただきました。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長(佐藤晋也君)これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤晋也君)質疑なしと認めます。

---

議長(佐藤晋也君)これから、承認第3号について討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤晋也君)討論なしと認めます。

---

議長(佐藤晋也君)これから、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(山元町課等設置条例の一部を改正する条例を廃止する条例)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤晋也君)異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

議長(佐藤晋也君)これから、承認第4号について討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤晋也君)討論なしと認めます。

---

議長(佐藤晋也君)これから、承認第4号専決処分の承認を求めることについて(山元町児童福祉施設運営審議会条例の一部を改正する条例を廃止する条例)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤晋也君)異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

議長(佐藤晋也君)これから、承認第5号について討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

---

午後 2時00分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（佐藤晋也君）日程第7、承認第6号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。保健福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。それでは、配布させていただいております資料のナンバー2に沿ってご説明させていただきます。

承認第6号亘理地域介護認定審査会特別会計条例について、その概要をご説明申し上げます。平成12年からの介護保険法の施行に伴い、亘理町と共同設置している亘理地域介護認定審査会の幹事町が平成23年度から山元町に移行することに伴い地方自治法第209条の第2項の規定に基づき、特別会計を設置するため制定するものでございます。

次に制定内容でございますが、本条例につきましては本則3条及び附則で構成されておりまして、具体的には第1条におきまして特別会計の設置を、第2条におきましては歳入、歳出に関する規定、第3条につきましては弾力条項の適用、そして附則におきまして2番目の施行期日にありますように平成23年4月1日とするものでございます。以上、それぞれ規定されるものでございますが、3番目のその他につきましては、ここに記載のとおりでございます。以上、本条例の概要についてご説明申し上げます。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第6号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（巨理地域介護認定審査会特別会計条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第8．承認第7号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。税務納税課長岩佐秀広君。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。それでは承認第7号国民健康保険税条例の一部を改正する条例を配布資料ナンバー3に基づいてご説明申し上げます。

国民健康保険税条例の一部を改正条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、山元町国民健康保険税の賦課限度額を改正するものであります。改正内容については、基礎額学医療分について限度額を50万円から51万円に引き上げ、後期高齢者支援金の課税額を13万円から14万円に引き上げ、介護納付金課税額を10万円から12万円に引き上げる改正内容でございます。

施行期日は、23年4月1日から行うものでございます。その他については、記載のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

14番（齋藤慶治君）はい。提案理由にありましたように地方税法の一部改正ですが、一部改正によってなぜ限度額を上げるようになったのか、その点をお聞きしたいと思います。

なぜなら、本町、去年含めて国保の改正が大幅に上がったということで、何とか下げてほしいという全般的な国保関係の議論がなされたところ、震災によって中断したということになりますが、それが専決処分でも地方税によっても限度額がこのように上がる、実質的に51万、14万、12万という形の、全部合わせれば大幅な値上げという形になっている。そこら辺の説明、もう少し、なぜ地方税の改正によって限度額が上がるのか、もう一度詳しく説明をお願いします。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。齋藤議員がおっしゃるとおり去年の大幅な値上げということでございますけども、限度額を改正することにより高額所得者は今まで限度額があることによって高額所得者は当然本来そこで納めなくてはならない税金を納めなくて済むと。そういうことで改正を国で行った模様でございます。それで、今回限度額を改正しなければ本来納入してもらって私ら方の税込、国保会計を運営をするわけですけども、その分



を取らない場合、不足額がどこにいくかといいますと中間層、低所得者層の税金を上げなければならなくなるために、国で基づく限度額にしておきませんと、当然町は裕福でございますから51万でなく50万でいいとなるとその分の調整交付金が来ません。そうなった場合は低所得者とか中間所得に負担が増えることとなりますので、今回の改正になるということでございます。以上です。

14番(齋藤慶治君)はい。本来納めるべきかそうでないか、少し議論が私はあると思うのです。ただ、制度的には今言われたのが正しいのですが結果的にこの調整交付金の関係もあると思うのですが全般的に課税が多くなるとそれが調整交付金があるか来ないか、細かい算定はここでは私も議論する材料がないのですが、結果的に簡単にだから限度額を上げていいという議論に私は思うのですが、そこら辺町長含めてこの限度額が上がる地方税改正云々というのがあるのですが、結果的に負担が増になるということに関して町長どういう考えを持っているのか含めて町長の考えを教えてください。

町長(齋藤俊夫君)はい。大震災を被災した中で、町の復興をどういうふうにしていく中での地方税の一部改正が執行されるというのは大変心情的には忍びがたいものがございます。私どもの国民健康保険税の問題についてはご指摘のとおり過般の定例会でも議論されてきたところでございますし、今後の国保運営状況を見据えながら所要の見直しを含めてこの問題に対処をしていきたいというふうに考えているところでございます。

14番(齋藤慶治君)はい。では担当課長にお伺いします。限度額を上げることによって中間層の税金が下がるというふうにはなるのでしょうか。

税務納税課長(岩佐秀広君)はい。いろいろ捉え方があると思いますけども、限度額が上がることによって下げることができるというよりは、今後の上げ幅が検討される時小さくできるのではないかとこのように考えております。あともう一つ加えさせていただければ、説明として、例えばの話ですけども、私たちが掴んでいる部分で、国保税本来100万円の限度額がなければ、町内には納めてなくていけない人が町内にはございます。その人が50万で今までで区切られていている。限度額ということで。ところがここにいる皆さん含めほとんどの町民の皆さんの人たちがその納めなくちゃいけない額をそのまま納めているわけですから限度額があるのか果たしていいのかどうかということとはよく考えていただきたいと思います。

14番(齋藤慶治君)はい。この限度額の議論は私もちょっと課長とは考え方が違いますので、それだけは言うておきます。結果的に本町の国民健康保険税が今回の大震災にあったということで3月11日以前の議論とはまた違ってくることは当然理解します。ただ今後それを含めても極力健康保険税を上げないと。本当は黒字決算で十分間に合うはずだったのが、今回こういう事例でどういうふうに展開するのか分かりませんが、その辺を充分了解してもらった中で税金、国保税の関係を対応してもらわなければ町民納められない事例がいっぱい出てくると思いますので、その点だけ確認しておきます。町長から最後の言葉だけお聞きします。

町長(齋藤俊夫君)はい。町の国民健康保険税の在り方については、早い機会に議論を重ねる中で結論を見出してですね、こういう状況を見据えたあるべき税率負担というのを定めてまいりたいと思いますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

議長(佐藤晋也君)ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第7号、専決処分の承認を求めるについて（山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第7号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第9、承認第8号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。それではお手元の配布資料のナンバー4にそってご説明させていただきます。承認第8号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、概要をご説明申し上げます。この一部改正条例については、健康保険法施行令の一部改正に伴い時限措置とされていた出産育児一時金の引き上げを恒久化するよう改正するものであります。

改正内容でございますが、改正におきましては、附則で経過措置期間を平成21年10月1日から平成23年3月31日までとし、この間における出産育児一時金を35万円から39万に引き上げる時限措置を施行令の改正に伴いまして、これを恒久化するため本則の第5条の35万円を39万円に改めると共に附則についても経過措置規定を廃止するものであります。ただいま申し上げた点については、1番の改正内容の表の部分を細かく説明させていただいたということで、若干行き違いありましたけれども、そのようにご理解いただければと思います。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第8号、専決処分の承認を求めるについて（山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第8号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第10、承認第9号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。総務課班長菅野寛俊君。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。承認第9号、山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。配布資料ナンバー5に沿ってご説明いたします。

改正の理由でございますが、災害救助法に基づく応急救助の業務に従事する場合に費用弁償の額を定めるため改正するものであります。改正の内容でございますが、これまでには特別の訓練等の職務に従事する場合、班長以上が4,000円、その他の団員が3,500円の費用弁償を支払っているということでしたが、改正後におきましてはこの費用弁償のほかに災害救助法に基づく応急救助の業務に従事する場合は一律5,500円を支給できるよう改正するものであります。施行期日でございますが、平成23年4月1日とするものであります。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、佐藤智之君。

7番（佐藤智之君）はい。今回の大災害の適用は当然でありますけれども、提案理由にある災害救助法に基づく応急救助のこの具体的な線引き、範囲といいますか、その内容について示していただきたいと思えます。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。こちらの災害救助法に基づく応急救助ということですが、この度の災害につきましては激震災害という適用がございました。これらの救助ということで今回はご提案させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

7番（佐藤智之君）はい。確認の意味ですが、あくまでの国、あるいは県のほうで激震災害と指定された場合のみと捉えていいのでしょうか。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。これまでの場合につきましては従来の規定の中では訓練等の職務ということで、等に入っていた部分については行方不明者の搜索等が消防団員の活動としてはこれまでございまして、それらの業務につきましては、従来は消防団の搜索活動は5日間を町からのお願いで実施するというような内規で定まっております。今回のように災害が大規模化しましてその行方不明者の搜索等が長期間にわたるといった場合には、これまでの対応だけでは当然済まないわけですので、その意味から消防団の活動をお願いする場合につきましてはとりあえずこの激震災害という指定を受けたこの災害について活動する場合については、金額の単価も改めての設定でですね従事していただくということで、改めて改正したということでございます。

12番（後藤正幸君）はい。簡単な質問、2点ほど伺います。一つはこの災害救助法に基づいてこ

の原資は国から入ってくるのかどうか。町単独の予算なのかどうかというのがひとつ。それからもう一つは3月11日に発生しているので、3月中の分をなぜ年度の関係でこうしたのかどうかだね。要するにこの2つをお聞きします。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。まず1点目のこちらにかかる支出の原資ということですが、基本的には国費対応ということで考えております。続きまして2点目の4月1日から施行というものでございましたが、当面この期間的なものについては……。2点目の4月1日からという期日につきましては、消防団員の方々が協力していったわけでございますが、その運用につきましては、消防団の方とも協議をさせていただきまして、4月1日というところで設定させていただいたところでありました。

12番（後藤正幸君）はい。私の考えですよ。最初に国費だと聞いているんで、私たちの原資でないんだったら、消防団と話して4月1日適用なんて言ってないで、3月11日にさかのぼって国に請求してやるような努力をしてはいかがでしょうか。これは今答えいらないです。申し上げて終わりにします。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。先ほどの回答一部訂正させていただきます。消防団員の活動についてですね、今最終的な決定はされておらないんですけども、国費という対応の部分ですね、まだきちんとした対応がなされるかという部分については明確な回答はないところでありまして。今のところの要綱等の判断では国費の対応がない方向でしか書いてないものですから、そちらの中身については再度こちらの方では国等々のやりとりの中でまかなっていける方向では、お願いしておきたいとは思いますが。

12番（後藤正幸君）はい。そのように答えられますとね、この条例は4月1日ということで私たちが承認すればなってしまうのです。そしたら3月中の部分は宙に浮いてしまうのですよ。ですから分からないと言いながら明確にされると消防団のことを考えているのかなと疑問に思ってしまうのですが。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。明確な回答でなくて大変申し訳ございませんでした。3月11日から先ほど言いましたように、まずは5日間の消防団としての行方不明の捜索分として通常の消防団活動の中で行っていただきましたが、6日目以降、3月31日まではこちら当時の現行の4,000円、3,500円の費用弁償ということで、まずは支出をさせていただいておったところでございます。その後、消防団とのですねその後の遺体捜索等との期間、自衛隊等とのですね支援という形で消防団としても、それ以降もまた続けていただくということにおいては、現行単価ではということのお話し合いもございまして、4月1日からこの5,500円の単価での実施するということでご了解を得たうえで今回実施することにしましたものですから、今回4月1日からの改正とお願いしたものであります。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第9号、専決処分の承認を求めるについて（山元町非常勤消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第9号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第11、承認第10号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。税務納税課長岩佐秀広君。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。承認第10号、山元町町税条例の一部を改正する条例を配布資料ナンバー6に基づいてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、東日本大震災に伴い軽自動車税の納期を柔軟に対応するために改正するものであります。

1、改正内容。軽自動車税について。特別の事情がある場合、別に納期を定めることができるように規定を加えるものであります。施行期日は23年5月1日であります。

その他については記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。何卒ご承認賜われますようお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第10号、専決処分の承認を求めるについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第10号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第12、承認第11号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。企画財政課長寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。それでは承認第11号、平成22年度山元町一般会計補正予算、専決第5号についてご説明申し上げます。今回の補正予算は3月11日に発生しました震災対策につきまして、急を要するために地方自治法の規定に基づき専決処分したものでございます。今回の内容については災害対策でございまして、この補正追加措置に見合う財源といたしましては、財政調整基金の繰り入れをもって充当したものでございます。

はじめに歳出の内容について申し上げます。6ページをお開き願います。3款民生費、3項災害救助費。1目災害救助費。補正額が1億32万4,000円でございます。この追加の内容につきましては、3節の職員手当等から7節賃金で人件費でございます。それから9節の旅費650万、これは消防団の費用弁償でございます。それから11節の需用費でございますけども、これは避難所運営、その他全体事務ということで、消耗品、燃料費、消防団等の活動燃料ですね。それから食糧費、炊き出しの食材、光熱費といった内容でございます。それから12節の役務費も同じく避難所運営です。13節の委託費2,233万7,000円ですが、これはご遺体の埋葬関係の業務委託ということで棺、遺体搬送でございます。それから遺体処理関係でございますが、これは仮埋葬等でございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、菊地八朗君。

1番（菊地八朗君）はい。6ページの歳出の関係で3節の職員手当。この金額は残業手当と見込んでいいのですか。職員の。違うの。それについて、ざっと何人ぐらい。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。ただいまのご質問3節の金額でございますが、管理職員特別勤務手当、課長方の特別勤務手当、あと職員の時間外勤務手当ということでございます。管理職員につきましては、課長職14人分と保育所長分の金額。あと時間外については145人分の時間外勤務で支出するというところでございます。

1番（菊地八朗君）はい。課長職14人分と職員145人分。ということは、職員は147人いたんでなかったけ。2人は死んだよ。けどもその分さは残業と見なさないの。これ。職員は147人でなかったっけ。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。職員につきましては、被災当時町職員は171名だったかと思えます。そこから今の課長職、一般の職員等を合わせると162名ほどの管理職員手当と時間外手当の支出の人員となります。

1番（菊地八朗君）はい。一応こういう時だからご苦労様と言いたいんだけど、この辺少し考えらんねげということ踏まえて終わります。

8番（遠藤龍之君）はい。7ページ、公共土木単独災害復旧費の中の津波痕跡調査業務委託、105万。この結果については出ているんですか。

まちづくり整備課長（森政信君）はい。ただいまの津波痕跡調査業務委託業でございますが、既に結果が図面等で提出され手元に届いてございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。その辺は見せろと言ったら、見せられるんだよね。5ページ、基金繰入金なんですが、もろもろのこういった費用をここから取り崩して対応したというこ

となんですけども、これはいずれ国から入ってくると思うのですが、国からいつごろ入ってくるのか。あとこの分全て入ってくるのかどうかお伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。災害救助法適用になりますので、基本的にはほとんど手当されるというのが、この災害救助費について国費対応になると思います。ただ11款の2目の公共土木施設補助災害復旧費の1億についてはまだ未定です。ただ今後については極力事前の災害査定の方も見るということで、検討はされるという情報は入っております。あと単独の分についてはこれも同じようなことになるとは思います。最終的にはこの制度から外れたものであっても、特別交付税の要求は出していきたいというようなことを考えております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。それでいつ頃入ってくるかということなのね。今、山元町にとってもいろいろ使わなくてはならない、現金確保しておかなくていけないということもあつと思うので、金ない金ないということになっからわ。この入ってくる分はきちっときつく入れてもらわないと、被災自治体は大変だということも鑑みると。それも含めてたいだいいつごろに入ってくるっかお願いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。答弁もれがございました。それでですね、3月のこの後の専決処分第6号がございますけども、特別交付税が入ってきているものは一応災害対策だということしております。4月に入って地方交付税の分としても現金としては入ってきますし、具体には国の1次補正が5月2日に成立しております。それを受けて出来るだけ早く地方自治体の方に流すという情報が入っておりますので、できるだけタイムラグがないようお願いは県の方にしております。

2番（青田和夫君）はい。1点だけお伺いいたします。先ほどの6ページの手当等の件なんですけど、時間外ということに対する説明が私よく理解できなかったものですから再度分かるような答弁と隣接市町とどのような違いがあるのかを、そのあたりよろしくお伺いいたします。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。先ほどご説明いたしました管理職手当特別勤務手当と職員の時間外手当の支給についてでございます。管理職手当特別勤務手当につきましては、週休日等に勤務された管理職員の一般職に言えば時間外手当に相当するような金額として支給するものでございます。こちらにつきましては各7回ほど週休日に勤務しておりますのでこちらの手当を課長職、保育所長に支給したものであります。時間外勤務手当につきましては、通常5時15分以降の勤務、あと深夜にまで及ぶ勤務、平日については時間外10時以降翌日の5時までについては割増ということでの時間外の単価等々で設定して支給するという形になります。3月中については職員は振替等が取れない状況でございましたので、時間外については出勤した状況で支給するというように対応しております。他の自治体ということもございますが、とりあえずはその勤務していただいた職員についてその制度に基づいて支給をしたということをご理解いただきたいと思います。

2番（青田和夫君）はい。今の説明ですと3月分は全て全額支払うと。あれば例えば亘理町の場合は50パーセントカットした。その理由はどのようになるのか説明してもらえますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今亘理町との比較というような話ございました。過般名取市でもこの種の取扱い、直近では大和町での取扱いが新聞等で紹介されていたわけですが、それぞれの自治体における事情がおりかと思っておりますが、大変な状況、豊かな状況とは決して

言えない状況ではありますけども、法の規定に基づきまして計上をさせていただいた分を予算措置をしたいというところでございます。

2番（青田和夫君）はい。今町長から答弁ございましたけども、私の聞いているところではこういう災害時にはとにかく職員の方々にも分かっていたきたいと。そういう意味合いで前もってお話をして50パーセント、また名取市においては30パーセントというような話を聞いております。町長の言っている意味は全て分かりましたけども、管理職手当、これは7回分。仮に亘理町の場合は3回分しかもらっていないと。私どもの方はよほど有福なのかなと。または今町長が言ったようにいろいろやっていただいたから仕方ないと。なんかその辺が漠然としないんですが、その辺を分かるようにもう1回。

町長（齋藤俊夫君）はい。私としては、財政状況の兼ね合いもございますけれども、基本的には法に基づいて支給をすべきであるというのが基本的な考え方でございます。各市町においては、その後において職員自らというふうな問題意識の中で縷々対応されているというケースも伺っておりますが、私の立場であせい、こうせいという立場ではないというふうに理解しているところでございます。

2番（青田和夫君）はい。分かりました。そうすると今後もこういう事態が発生した場合には、このようなことで処置すると理解するわけですけど、他のところでは今後こういう時の場合は、3月の場合全額支払うと、じゃなくて40時間までと、残業手当はそういうときは決められてますと、そのように聞いていますがその辺は町長、最後ですから、町長、簡単にでいいです。やるかやらないか。

町長（齋藤俊夫君）はい。現時点においては、規定に基づいた支給ということで考えてございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第11号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）この際暫時休憩します。

午後 2時53分 休憩

---

午後 3時05分 再開



議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（佐藤晋也君）日程第13．承認第12号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。承認第12号平成22年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号についてご説明申し上げます。今回の補正は、東日本大震災により水道施設に被害を受けたため損失額を補正するものです。

始めに1、2ページをお開き願います。平成22年度山元町水道事業会計予算実施計画で収益的収入及び支出について申し上げます。1款水道事業費2項営業外費用は、中浜地区の水道管路の損失に伴い繰延勘定償却407万円を増額するものであります。次に、3項特別損失水道管路修繕費用及び被災者の負担軽減を図るため水道料金債権放棄額として4,118万8,000円増額するものであります。

前のページにお戻り願います。第2条予算第3条に定めた収益支出の予定額を次のとおり補正する。支出の第1款水道事業費4,525万8,000円増額し総額4億2,737万5,000円とするものであります。以上、平成22年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号でございます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第12号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第14．承認第13号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。承認第13号平成22年度山元町下水道事業会計補正予算・専決第1号についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、下水道施設に被害を受けたため損失額を補正するものであります。

始めに1、2ページをお開き願います。平成22年度山元町下水道事業会計予算実施計画で収益的収入及び支出について申し上げます。1款下水道事業費2項営業外費用、下水道施設の損失に伴い繰延勘定償却3億6,650万8,000円を増額するものであります。次に、3項特別損失は、下水道管路修繕費用及び被災者の軽減を図るため下水道水道料金債権放棄額として5,338万8,000円を増額するものであります。

前のページにお戻り願います。第2条予算第3条に定めた収益支出の予定額を次のとおり補正する。支出の第1款下水道事業費4億1,989万6,000円増額し総額9億2,397万3,000円とするものであります。以上、平成22年度山元町下水道事業会計補正予算・専決第1号でございます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第13号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町下水道事業会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第15、承認第14号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。承認第14号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。次のページの専決処分書でご説明申し上げます。

3月11日に発生した東日本大震災に伴い負担軽減措置として水道料金の債権放棄を行うものでございます。なお、当町の場合は水道料金の減免に対するの条例整備は漏水に関する場合のみの規定のため、地方自治法第96条第10項の規定により債権放棄を

行うものであります。債権内容でございますが、平成23年2月検針分に係る水道料、債権額でございますが3,528万7,889円でございます。以上、記載のとおりでございます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第14号専決処分の承認を求めることについて（水道料金に関する権利（債権）の放棄について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第14号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第16．承認第15号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。承認第15号専決処分の承認を求めることについて次ページをお開き願います。

これにつきましても、水道料金同様負担軽減措置として下水道料金の債権放棄を行うものでございます。理由につきましては先ほどご説明しましたとおり下水道料金についても、減免措置は漏水に関する場合のみでありますので地方自治法第96条第10項の規定により債権放棄を行うものであります。債権額でございますが、1,587万7,497円でございます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第15号専決処分の承認を求めることについて（下水道使用料に関する権利（債権）の放棄について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第15号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第17．承認第16号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。企画財政課長寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。承認第16号平成22年度山元町一般会計補正予算専決第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算については、主に歳入については地方交付税等の確定による追加及びそれに伴う財政調整、歳出につきましては職員退職手当組合負担金を追加することにあたりまして、地方自治法に規定により3月31日付けをもって専決処分したものでございます。

始めに歳出の内容について申し上げます。7ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費200万4,000円の追加につきましては、大震災による活動中の殉職職員にかかる退職手当組合負担金の不足等について追加するものでございます。次に、11款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費につきましては、起債充当が止められたために財源内訳の変更でございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第16号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度山元町一般会計補正予算・専決第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第16号は原案のとおり承認されました。

議長（佐藤晋也君）日程第18．承認第17号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。企画財政課長寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。承認第17号平成23年度山元町一般会計暫定予算についてご説明申し上げます。今回は大震災により先に提出しておりました一般会計予算が廃案となりましたので、行政の継続性を確保するとともに災害対策経費等を22年度予算に引き続き処置しなければならないため地方自治法第218条の第2項の規定によりまして9月までの6か月間を期間とする暫定予算を専決処分したものでございます。内容といたしましては、廃案になりました先の予算のうち、政策的経費を除外いたしました義務的経費のほか、災害救助に関する経費、災害復旧経費、被災に伴う公共施設の補修あるいは代替施設等の建設費等を措置しております。

まず、表紙の次の次のページ、2枚目をお開きいただきたいと思いますが、平成23年度一般会計の暫定予算は次に定めるところによるということで第1条総額でございますが、歳入歳出それぞれ11億9,535万7,000円と定めるものでございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい。15ページ、これ確認だけど、今の説明の中で半年分という説明だったんですが、どういう根拠に基づくものかお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。これについては3月で提案していた額と算出基礎は基本的に同じでございます。考え方については、22年度に約3パーセントほど全体額としては増額になるという地方財政計画の5法で示されておりますように対しまして国政調査で約1,000人が山元町で減になるということの要素を踏まえて算定したもののうち、地方交付税については4期で入ってきます。その4期のうちの4月、6月、9月という分を普通交付税として算定しております。それから、特別交付税につきましては、この説明欄にあります5億6,080万円ということですけども、これについては一応4月の災害対応の見込額ということでの算定でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。分かりました。半年分というのは半分だと思ってました。これは分かりました。33ページの1番上、賃借料、役場仮庁舎の全リース料3,000万円、前に説明受けた記憶もあるけど、これどう理解すればいいのか、説明をお願いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。これにつきましては、一応、月1,000万円で3か月分、7月、8月、9月分を計上して3,000万円という積算でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。50ページ老人福祉費の20節扶助費、老人保護措置費1,329万1,000円措置されていますが、これ6か月分のはずですが、現状どうなっているのか、私の理解では浜の方の施設もその対象になっているのかなというふうな理解から確認するものですが、その辺状況も踏まえながらご説明をお願いいたします。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。梅香園等ですね、確かに被災されて現在はないわけございま

すけれども、措置の関係では場合によっては区域外といいますか、町外の部分の利用というふうなこともございますので、そういったことも含めて措置をしているというふうなことでございます。

8番(遠藤龍之君)はい。現在も山元町にはその対象者はいるということですね。見合う対象者。保健福祉課長(島田忠哉君)はい。具体的な数は掴んでおりませんが、その対象はいると見込んでおります。

8番(遠藤龍之君)はい。町長にお尋ねしますが、こんな混乱している時に見合う質問かどうかわかりませんが、梅香園なくなってるわけですよね、今後一般の老人ホームですか、町としての対応はどのようにお考えになっているのか、基本的な考え方でいいですがよろしくをお願いします。

町長(齋藤俊夫君)はい。今回は一般町民、自宅で被災に遭われた方、施設で遭われた方と、そういう区分はあるわけですが、同じ町民としての対応というふうな基本的な部分がございますので、各法人等々ともよく相談をしながら早めに各施設が本来の形での機能が復旧できるよう、あるいはすぐに本格的な施設の復旧というのは難しいと思いますので、先ほども緊急質問の中でも若干お尋ねがありました部分も含めまして仮設の当面の対応ということも含めて早く本来の形にできるように取り組む必要があるというふうにご考えているところであります。

8番(遠藤龍之君)はい。これまた、保健福祉課ですが、54ページ保育所費、この予算の中身だけ見てますとこの半年間の動きが見えないんですが、今現在北保育所1本に絞られているわけですが、その辺の動きについてあればお伺いします。これを見ただけでは、この半年間ずっと同じような1つの保育所の中での対応ということになるのかなというふうに見受けられるのですが、その辺の考え方についてお伺いします。

保健福祉課長(島田忠哉君)はい。お手元にお示しさせている数字的な部分につきましては、単純に2分の1というふうなことで具体的動きが見えないということのお尋ねでございますけれども、当面の考え方でございます。議員さん方もご承知のとおり、東保育所につきましては、震災によって全壊、そして南保育所についても震災によって亀裂が生じて危険な状態にあると、しかしながら、現状において保育のニーズというものもあるということから、限られた施設の中での当座の運用というふうなことが確保しなくてはならないことというふうなことから現在におきましては、北保育所におきまして東保育所並びに南保育所につきましては統合保育を実施しているというふうなことで、現在の利用者について139名ほど利用者がございます。これにつきまして、狭い保育所の中でのきゅうきゅうとした保育というもの、長期間継続するべきではないというふうなことから、今後につきましては山元町老人憩の家、こういったものを活用も視野に入れながら分散保育を実施し、将来的には復興のまちづくり、こういったもの等々も視野に入れながら検討していかなければならないということでの現在の保育の実施状況でございます。

8番(遠藤龍之君)はい。その辺の方針、考え方についてはどこかで聞いた記憶もあるんですが、そこから考えるとこの予算の措置、それらがこれに反映されているかということに疑問を抱いたので確認の意味でお尋ねしたわけですが、改めて、そのスピードというかそのいまの老人憩の家のこの移設といいますか、どの程度の期間を考えればいいのかをお尋ねいたします。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。期間のお尋ねということで理解してよろしいのでしょうか。

10月以降を見込んでいるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。10月以降って、最初からそういうふうには、ここに載ってないから聞いたんだけど、だったら載ってないの当たり前だからそれで良かったはずなんだけど、今考えたのは10月以降なのね。ちょっとその辺については遅いのかなと思うんですけど。

副町長（平間英博君）はい。保育所の今、3所統合で保育をしております。その部分についての改善策として現在町が利用できる施設の中での分散保育ということを検討して先ほど課長の方からご説明申し上げましたが、その優先候補地としての老人憩の家につきましては、現在他県からの業務の支援ということで派遣をいただいております宮崎県、宮城県等の職員が宿泊施設として利用している部分もございまして、今後、前半、9月頃まではそういった他県からの要請を受けながらという運営もやむを得ないところでございまして、その後の調整の中で保育所についても運営を改めていきたい、改善していきたいということを考えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。なんで聞いているかということ、今の、昔あった保育所の、北、南、中央、東、4つ、そのあと3つになってもその中でも北保育所というのは非常に劣悪とは言わないけど、その3つと比べると厳しい条件の中での活動ということを私たちはですけども、その厳しい条件の中にさらに130数人、140名というのがそこで一堂にといいますかまとめられてということでは非常に条件的には劣悪だという現状がある中で、やはりこういう震災という大きなものもありますが、保育はそういうときこそ大切な活動といいますか、と考えたときにもろもろ条件はあるかと思いますが、これまた1日も早い解決をみないと子どもの成長といいますか、その辺に大きな影響がうめれてくるのではないかと懸念しての質問なんです。そういう部分を含めまして、私はもし老人憩の家が厳しいということであれば別な案も考える必要があるのかなということも考えられるわけですがそのへんも含めて回答をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。こういうふうな大変残念な状況でなければご案内のとおり子育て支援課というようなものも立ちあげながらですね、町の将来を担う正に町の宝である若者たちをですね、町を上げて子育てを支援していきたいというふうに考えておったわけですけども、そういう基本的なことの中で今のご指摘を踏まえればですね、今回の被災で定住人口が、いろいろ理由があるにせよ減少しているというようなこともございますので、やはり子育て環境を一日も早く整える中でですね、今お住いのかた、町外に出ている方も戻っていただくというそういうことも踏まえた環境整備が大変重要であるというふうに思っております。そのことも含めて復興計画の中できちんと位置付けをし優先順位をまた早める中で一日も早い新しい体制、新しい施設整備なども早急に実現をしていかなければならないだろうと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。このことについては、一日も早い実現にすべきだということを求めておきます。

次に59ページの災害救助費についてお尋ねをいたします。ここにはもろもろの災害対策、すべてがここに含まれているのかというふうに思われるわけですが……。正確には57ページです。どうも失礼いたしました。そのうち、もろもろここにあると思うの

ですが、一つは仮設住宅関係工事請負関係について伺います。この件については町長は過日、町単独で対応するというようなことが報道されておりましたが、この111億9,350万というこの中見についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的なところを私からご説明申し上げ、工事等の細部については副町長なり担当課長から補足をさせていただきたいと思えます。

まず仮設住宅の需給関係でございますが、当初は概ね1,300戸くらいの仮設住宅そのものが必要になるのではないかと。場合によっては1,500戸くらい必要になるのではないかという思いで建設用地の確保に努めてきたわけです。そういう中で具体的に動きが始まりまして、最初の段階では仮設住宅そのものに一定の需用があったわけですが、その後ご案内のとおり民間の賃貸についても家賃の補助がなされると。さらには家電6点セットについても仮設住宅を同じように日赤のほうから支給されるということもあってですね、仮設住宅の申し込みから民間賃貸の方に移行しているという状況がございます。昨日現在では仮設住宅の申し込みそのものが1,000件を若干上回る程度。そして民間賃貸の方が400件を超える、そういう状況になってまいりました。ですからその1,000件をベースに前後関係考えますと、すでに県の方の調整で内示を頂戴したのが650件ございます。そして今月中にはその650件のうち600件について県から引き渡しを頂戴できると。うまく調整がつけば全体の6割分についての入居が今月末に可能になるだろうと思っております。ですから県の方での積み残し分が50戸ございますので、1,000戸から650戸差し引いた350戸については、町の方で発注をしていきたいというふうに考えております。この制度を活用しての基本的な考え方としては、町としてはコミュニティ単位、いわゆる集落単位での仮設住宅の団地を形成していきたいというふうなことが基本にございましたし、あるいは各世帯の構成人数これに合わせてですね、ミスマッチのないような形での入居の調整をしたいというふうなこともございましたので、県の方では途中の段階から町の要望に対してスムーズにお答えできないような状況が出てきました。それは何かと言いますと沿岸部市町全体の調整の中で例えば2DKだけしか供給できない事業者を貼り付けてこられたというようなことがございますのでそういうような状況の中では皆さんのご希望にかなう仮設住宅の提供が不可能になると。そして先ほどご説明しましたように段々民間賃貸の方に移行している方が多くなっておりますので一気に残りの個数350戸なりを建設するとなると空室が出るというようなことは極力避けなければと思えますので、その辺は慎重になおかつスピード感をもって希望者の方に早く提供できるような体制を取りたいというようなこともございまして、今回この予算を計上しながら対応してまいりたいというような考えかたでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。今の話だけでまた確認の意味で確認しますが、残りの約350戸については町発注での対応と受け止めたわけですが、その際どういう流れの中で最終的に建てられて手渡されるのかなというその辺のイメージがちょっと分からない、すっきりしない。町の大工さんに頼んで、あるいは町の材料を使ったりするのか。あるいは従来どおりのモデルハウスなりをまとめて注文してやったりするのかその辺についてお伺いいたします。

副町長（平間英博君）はい。今回予算として計上させていただいている戸数は最大500戸という



ことで計上させていただいております。それでこれまで県の方で発注していた場合は県はプレハブ協会というところと包括的契約を結んでいる中でプレハブ協会の参加業者さんにそれぞれ発注するという形でございました。それを町が直接行う場合は県の方で事前の審査を経ております77社についてのまずは県の方で情報提供がございます。その中で県の登録業者について一番今回仮設住宅に必要なのは、早期に建てていただくという部分も一つの大きな要素でございますので、建設対応できる期間、それから個数、それから先ほど町長も申し上げました2DK、3Kあるいは1DK。住宅のタイプに対応できる業者を選定させていただいて、その業者と契約を結んで発注という形をとりたいというように考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。その際なんですけど、今どこでもかくでも建て方しているんですけど町独自の発注となった時にそういう業者の確保や材の確保というのは安心して見ていいんですかそのことを確認します。そのことによってスピードがダウンするというようなことはないのか。

副町長（平間英博君）はい。県からの情報提供していただく77社については、早い段階で着工可能な業者、それから一定の数量を材料もストックしている業者について提案をいただいているところでございます。それで77社の中から山元町として早期に対応できる業者を選定してまいりたいと思います。その77社提供いただいている部分についての自治体としての独自の取り組みを行うという自治体は今沿岸部では山元町が先行しておりますので先に着工できるものと思います。

---

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。再開は4時10分といたします。

午後 4時00分 休憩

---

午後 4時10分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい。仮設住居に伴って出てくる話なんですけど、先ほども説明の中で民間借り上げの話がでました。400戸ほどになっているということになんですけど、その作業が進む中で出てきている問題があるわけですが、家電6点セットについては明確に今対応を示されたということですが、あとでてきているのが値段の設定とございますか、例えば1K3万2,000円とか9,000円。あるいは2LDKで4万云々というのがあるわけですが、その仮設入居の際の資格要件としては1Kが1人か2人。あるいは2DKで3人から4人等々のルールがあるわけですが、民間借り上げの際に例えば1人の人が2DKを借りたという時に当然本来ならばその方は1Kの資格ということで3万2,000円しかもらえない。しかしながらそういうアパートがなくて、極端に言えば3LDKの部屋を借りたと。その際に上乘せ分については自己負担すれば自分で出せばいいですよというように考えられるのですが、そういう認識の元で申請したらあなたは対象ではありません。1Kでなければいけません。それ以外は補助の対象になりませんといったような話も生まれています。それでそのことについては、再々確認をして結局

は対応をされたわけですが、その辺の連絡調整というのはどのようになっているのかという疑問があるんですね。このことだけでなく、瓦れき撤去についてもなんですが、話している人によって対応が違くなっていくという問題が生まれています。瓦れきの問題になると管轄外というふうになるのでこの件は言いませんが、そういう問題が起きています。この件について言えば、私の今言ったような認識でいいのか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的なところを私からお話しして、あとは平間副町長の方から補足したいと思います。今のご指摘のみならずですね、いろいろな場面で中々町としての各制度の理解あるいは情報の共有化、極力連絡調整会議あるいは本部会議の中でしてきたわけですがそれもそれが必ずしも、各避難所や窓口の対応の中でですね、スムーズな情報の提供の中で情報の伝達がなされてこなかったという側面が多々あったということなどは事実でございますので、一昨日の連絡調整会議の中でもその辺の周知徹底を図ったところがございます。言い訳するようで大変恐縮ですがそういう組織としての対応の問題そして家賃の追加措置等々がありまして、非常に目まぐるしいまでもいかなくても今までの制度が少しずつこの被災の規模に応じた変更が度重なっているという部分もございまして大変ご迷惑をおかけしているのは否めない事実ですので、少しでもそういうことがないように今後とも対応に努めていきたいというふうに考えております。

細部については副町長からお話いたします。

副町長（平間英博君）はい。議員からご質問のありました民間住宅賃貸の借上げの基準の取扱いについては、ご確認のとおりで基準額を超えた部分については自己負担をしていただくということで利用可能となっております。また関連で申し上げますと当初は仮設住宅の入居の一つのパターンとして民間賃貸住宅は県があらかじめ提供したものが仮設住宅に該当するというところでスタートしておりましたが、報道が先行する形ですね、さかのぼっていいということになって、その後ですね事後で5月1日まで。5月1日からですよ。先行してご自分で確保した方についての遡及は5月1日から認めますよと。それから本日の報道では仮に賃貸住宅で仮設住宅に入っていた方が町内にある仮設住宅への転居もいいですよという報道もあったわけなんですが、残念ながらこういった動きについては報道が先行しておりまして、国、県からの通知が届くのが遅いというのが実態で、そういったことから私どもこういった取り扱いをする時に県のほうに確認をしながら事実確認をしてから意志統一を図るという段階の中で連絡が不十分な面もあって問い合わせに対しての回答の部分が不十分であるということも事実でございますので、そういった部分逐次確認をしながら対応するようこれからも努力してまいりたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。今の話、大変重要で被災者にとっては、みんな小さくなっているんですね。1回目で駄目だと言われた方はあきらめてトボトボと帰っていくというのが現実あります。相当あります。ちょっと気の強い方だと、いや違うんでねがということで、ちょっと確認してごいと言って確認された方は難を逃れたとような事例が結構あります。さらにその背景として今副町長が言われたように毎日変わっているようなね、この大震災でまさに未曾有の災害、そして想定できない状態。逆に言うと想定できないことがいっぱい対策の中に毎日日々変化して生まれてくるということだと思いませんか。

あと一方では通知通達が徹底されていない。1,000件も出したんだけど、どれほど末端まで来ているかという疑問も報道であったんですけども、しかしながらそこで

行き帰る人とそのままなるといふ人と非常に重要な分かれ道といふか、日々変化の中でね。この辺をきちんと掴む人を置いておかななくてはと思うのですが。対策としてね。その際に対策本部の役割といふのは非常に重要な役割といふことになると思うのですが、その辺の対策本部の見直しといひますか、今後復興対策検討会とかそちらで対応になるのか分かりませんが、やはりその役割といふのは非常に重要だと思ひます。常に指示が出せるような状況を出しておかななくては。

先ほどの質問の中で個室に云々といふ話もありましたが、そう見られている方もいますし、しかしながらやることしっかりやっているよといふことであればいいんですが、一般町民からはその辺が見えてこないといふことであれば、少しこれは考えなければならぬのではないかと思ひます。そしてそのことによつて、全面肯定するわけではないんですが、そういう体制によつてもし、こういうことが不足しているといふことであれば、その対策の強化を図ることと思ひますし、ここにもろもろの問題が出てくるのかなといふように思ひます。といふことで対策本部の徹底といひますか、その辺をきちんとしていただきたいといふことで時間もないといふことですので、次に移ります。

この中に支援金、弔慰金等々といふのは出ていますが、被災者生活再建支援制度の中の対応といふのはこの中にはどこに出てくるかどうか。一応確認します。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。お尋ねの生活再建支援金については先の緊急質問の中にも一部回答させていただいておるところでございますけども国の方から直接振り込まれるという観点から私どもの予算を通さないといふことでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

8番（遠藤龍之君）はい。分かりました。これは災害救助法といふかこの関係の話と思つて私聞いたんですけども。そういう理解から改めて聞くのですが、しかしながらその辺の窓口は町で責任も町でもって対応していると理解していいんですよ。支援金については。もしここに載っていないくてそういう制度といふのは私どもどこでチェックすれば、確認すればいいのかわからなくなるので。町との生活支援制度、支援制度の関係と責任はどういふふうに受け止めればいいのか改めてお尋ねいたします。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。責任の所在といふようなことでございますけども、基本的には窓口は山元町役場でございます。それを審査取りまとめのうえ県の方に進達をし、県の方でもチェックをいただきながら国の方に進達が繰り返されると。よつて最終的な決定の権限については国ではございますけども、町レベルにおいては保健福祉課がその窓口になっているといふようなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっとまだ理解不十分ですが、その辺はあと具体的には担当課に行つて確認したいと思ひます。最後になりますが、86ページの教育振興費の20節扶助費の要保護及び準要保護の関係ですが、この数字の出し方についてお伺ひいたします。

学務課長（岩佐洋一君）はい。扶助費の予算の部分でございますけども、これについては要保護それから準要保護、修学援助費といふことで予算を計上しているところでございます。また、これについては昨年の実績に基づきまして予算措置をしております。

8番（遠藤龍之君）はい。質問した目的はですから当初予算でしかも半年。昨年実績の数値の上げ方でいいのですかといふ疑問を含めた質問だったのですが、改めてお伺ひいたします。その辺についての考慮といふのはなかったのか。予算措置する場合に。その件について

改めて伺いたします。

学務課長（岩佐洋一君）はい。昨年の実績に基づいて今回の震災の考慮という部分はしなかったという形になっております。

8番（遠藤龍之君）はい。しなかったのは分かっているから聞いているんですけども、もう1回聞きますがなぜしなかったのか伺いたします。

学務課長（岩佐洋一君）はい。本来ですとこの災害のからみについても考慮すべきだったと思いますけども、時間的余裕もなく考慮しなかったということでございます。

教育長（森 憲一君）はい。今回の私ども教育委員会で年度当初で児童生徒数を予定しておりましたのはいわゆる震災前の3月10日では1,121名おりました。しかしながら震災後の数は1,000人を切っていて、現在981人。また毎日若干動いている状況でございますが、140人ほど減っていると。もう10パーセントも減っているという状況でございます。そういった状況で暫定的は予算でございますので、そういったところをにらみながら今回の数字を計上していったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

8番（遠藤龍之君）はい。結果として、その額で対応できるのか、もろもろの条件が重なってですね。ただ考え方としてやはり非常にそういうことは十分想定できる状況だと思うのですよね。そして今こちらから手を差し伸べないと、中々これまでのそうなんですけど、こういうのは申請しにくいという現状もございますので、やはりその点では教育委員会として考え方が統一されていないとこれまでと一緒にような受け止め方ではなかなかこうした対象となる方の支援が十分に図られないのではないかと思いますので、町長も合わせてこういったことには頭を注意してそしてこうした人たちの対応には是非心を砕いて対応していただきたい。その事を求めて質問を終わります。

7番（佐藤智之君）はい。54ページ、2目の児童措置費の20節の扶助費。医療費助成費について中身を伺います。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。従来の乳幼児医療助成に係る経費の数値というような内容でございます。

7番（佐藤智之君）はい。その対象人数と一人当たりの金額ですね、もう一度確認いたします。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。今手元に詳しい資料はありませんけども、年間予算の2分の1というような計上でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

7番（佐藤智之君）はい。次にその下のこども手当の件でございますけども、この中見について。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。この関係については一人あたり1万3,000円で9月までの部分ということでございます。

7番（佐藤智之君）はい。できれば対象人数ですね。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。これは年間予算の見積もりの中での暫定的な予算でございますので、今後補正予算等提案させていただく場面を捉えながら正確な数字を補足させていただきます。

7番（佐藤智之君）はい。まだまだ納得できる回答ではなかったんですが、次に移ります、57ページの1目災害救助費の11節の需用費の4段目修繕費の4億3,390万の内容について。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。計上しているのは対象となるのが住宅の応急修理修繕料という

ことで1戸あたり52万円で800戸ほど予算計上しております。

7番(佐藤智之君)はい。最後に99ページ。1目公立学校施設災害復旧費の15節の工事請負費の2億1,200万ですか。2つに分かれておりますけども、この具体的な箇所をしめしていただきたい。

学務課長(岩佐洋一君)はい。具体的に学校の災害復旧の部分でございますけども中浜小学校については9億2,000万ほど。山下小学校については1,000万……。

教育長(森 憲一君)はい。失礼しました。ただいまの工事請負費でございますけども、具体的に申しあげれば、まず坂元小学校外構工事であるとか、それから校舎敷地北側の地すべり部の対応。山下小学校では校舎通路の段差解消、消防設備補修。それから山下第一小学校におきましては校舎内壁の補修。校舎外壁の補修。それから坂元中学校においては、校舎内の電気補修、それから山下中学校においては屋体天井材の撤去、壁面補修を予定しております。その他にガラスの補修であるとか、消防設備の補修であるとか、そういった内容が多々含まれてあります。

議 長(佐藤晋也君)他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(佐藤晋也君)これで質疑を終わります。

---

議 長(佐藤晋也君)これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(佐藤晋也君)討論なしと認めます。

---

議 長(佐藤晋也君)これから、承認第17号、専決処分の承認を求めるについて(平成23年度山元町一般会計暫定予算)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(佐藤晋也君)異議なしと認めます。よって承認第17号は原案のとおり承認されました。

---

議 長(佐藤晋也君)日程第19、承認第18号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議 長(佐藤晋也君)課長から提案理由の説明を求めます。保険福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長(島田忠哉君)はい。それでは平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。本予算につきましては、一般会計同様年間所要額の概ね2分の1を予算措置するものでございます。具体的には歳入歳出暫定予算の総額をそれぞれ10億7,653万9,000円と定めるものでございます。なお一時借入金及び歳出予算の流用等につきましては従前どおり決定をし、暫定予算として定めた次第でございます。以上簡単ではございますがご説明にさせていただきます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第18号、専決処分の承認を求めるについて（平成23年度山元町国民健康保健事業会計暫定予算）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第18号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第20、承認第19号を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から提案理由の説明を求めます。保険福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。それでは平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。本予算につきましても、国保会計同様、医療費に関する部分でございます。内容的には保険料そして後期高齢者広域連合に対する納付金の措置でございまして歳入歳出暫定予算の総額につきましてもご説明させていただき説明とさせていただきますたくよろしくお願いたします。以上のような結果から歳入歳出予算につきましては、年間所要見込みの2分の1を計上し8,670万8,000円を定めるものでございます。ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第19号、専決処分の承認を求めるについて（平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計暫定予算）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって承認第19号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第20．承認第19号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。保健福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。それでは平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。本予算につきましても、国保会計同様医療費に関する部分でございます。内容的には、保険料そして後期高齢者広域連合に対する納付金の措置というふうなことでございますので、歳入歳出暫定予算につきましてご説明させていただき説明とさせていただきますたくよろしくお願いいいたします。

以上のような経過から歳入歳出予算につきましては、年間所要見込みの2分の1を計上し、8,670万8,000円と定めるものでございます。ご承認を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第20号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町介護保険事業特別会計暫定予算）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第20号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第22．承認第21号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。保健福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。それでは平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計暫定予算についてご説明申し上げます。本会計予算につきましては、先ほど承認第6号で専決処分の承認をいただいたところでございますが、亘理町と山元町で共同設置をする介護認定審査会の幹事町が山元町になることに伴う専決処分というふうなことでございます。内容的には、3ページ、4ページの部分で簡単にご説明させていただきます。分担金、

負担金のところの225万6,000円、これにつきましては亙理町からの負担金でございます。3款繰入金の141万2,000円、これは本町分の負担金繰り入れということでございます。歳出につきましては4ページになりますが、介護認定審査会費ということで医師等委員に対する報酬等関係の措置というふうなことでございます。このようなことから本会計の暫定予算につきましては、歳入歳出それぞれ367万4,000円と定めるものでございます。以上、簡単ではございますけれどもご説明に代えさせていただきます。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度亙理地域介護認定審査会特別会計暫定予算）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第21号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第23．承認第22号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。承認第22号平成23年度山元町水道事業会計暫定予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。一般会計同様、概ね2分の1とする暫定予算措置でございます。第2条は、業務内容でございますが記載のとおりでございます。第3条は、収益的収入及び支出の予算案でございますが、これにつきましては維持管理費及び特別損失を計上しております。収入の部でございます。第1款水道事業収益2億1,227万5,000円を見込んでおります。支出の部第1款総事業費2億8,905万6,000円を見込んでおります。次に、資本的収入及び支出について申し上げます。これにつきましては、常磐道建設関連工事に伴う予算でございますので、通年予算で見込んでおります。収入の部第1款資本的収入は、常磐自動車道建設に伴う水道管移設工事負担金で総額9,454万6,000円を見込んでおります。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。



議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町水道事業会計暫定予算）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第22号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長します。

---

議長（佐藤晋也君）日程第24．承認第23号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）所長から説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。承認第23号平成23年度山元町下水道事業会計暫定予算についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。水道会計同様、概ね2分の1とする暫定予算でございます。第2条でございます。業務内容で、このとおりであります。第3条につきましては、収益的収入及び支出の案でございますが、これにつきましては処理場の維持管理費及び特別損失を計上しております。収入の部第1款下水道事業収益3億2,832万4,000円を見込んでおります。支出の部第1款下水道事業費4億4,953万7,000円を見込んでおります。次に、資本的収入及び支出でございますが、これにつきましては下水道管路災害復旧を見込んでおります。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第23号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町下水道事業会計暫定予算）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第23号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第25．承認第24号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。町民生活課長平田篤司君。

町民生活課長（平田篤司君）はい。専決処分いたしました災害等廃棄物処理の事務の委託についてご説明させていただきます。一番最後の裏面をご覧ください。

提案理由でございます。今回の東日本大震災で発生した災害廃棄物は、その規模及び量が甚大なものからその処理を宮城県に委託することについて、宮城県と協議するため地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しました。内容でございますが、前のページに戻っていただいて、別紙に山元町と宮城県の間に災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約を記載しております。これにつきましては、附則で平成23年4月15日から施行するというので施行期日としております。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、承認第24号専決処分の承認を求めることについて（災害等廃棄物処理の事務の委託について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第24号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第26．議案第27号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議案書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。総務課班長菅野寛俊君。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。議案第27号山元町課等設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。配布資料ナンバー7により説明いたします。改正の理由でございますが、このたびの東日本大震災により甚大な被害を受けた山元町の復興を推進するにあたり新たな課を設置するため改正するものであります。1の改正内容でございますが、課の設置第1条関係に新たに震災復興推進課を設置する改正であります。

事務分掌第2条関係では、この震災復興推進課においては、震災復興に関する総合的企画及び調整、震災復興計画の策定推進及び進行管理、震災復興本部の運営、震災復興に係る国及び県等との調整と大きく4つの事務を担当することとしております。

施行期日でございますが、6月1日から課を設置するため6月1日を施行期日とするものであります。以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようよろしく願います。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番（菊地八朗君）はい。新たな課を新設ということなので、つまり課長が1人、この人員配置はどのようになるのですか。今、171名の先ほど言った人員で構成するのか、プラスの人員どこから出すのか。新たな課、この内容で。

町長（齋藤俊夫君）はい。新たな課の設置に関する基本的な考え方としては、確かに今回の災害対策の中で優秀な職員4名を失ったということでございます。その他、この事務分掌につきましては、今後100年の体系を見据えた復興計画の策定、あるいはそれに伴う諸々の調整ということが発生してくるわけでございます。そしてまた短期間でということで、なかなかいまの山元町の現有体制の中からこの事務を所掌する人員を全員をここに編み出すというのは至難の状況でございます。そんなことございまして、各課からのやりくり、それを基本としつつも一部県、あるいは全国の方からの人的なご支援も賜りながらこの他の人員を生み出していきたいというふうにご考えているところでございます。

ひとつ、今の課の中で考えられる部分としては、企画財政課の行政改革の分野、この分野については当分の間この業務遂行を見合わせることによって人員を編みだしたいという考え方がひとつございます。それから、先ほど言った県なり県外の自治体からの人員の派遣要請的なことを踏まえてこの課の人員を全体を構成していきたいというふうにご思っているところでございます。

1番（菊地八朗君）はい。第1条の中で企画課を、企画財政課、震災復興推進課に改めるとあって、新たに山元町課等設置条例の一部改正、新たな部分と、ただ企画財政課は、ぼんとぶっ壊して、割っちゃって1つという意味、それ、違う。企画財政課はなくすの。

町長（齋藤俊夫君）はい。お配りいたしましたこの設置条例の一部を改正する条例の3ページの新旧対照表をご覧いただいた方がいまの疑念は解消できるのではないかとというふうに思われます。この課の並びとして、企画財政課の次に震災復興推進課を位置づける意味での並びでございますので、企画財政課とは別に課をつくると。ただ、その要因を生み出す1つの考え方として企画財政課の中の行政改革の担当人員を削減して、こちらに生み出すという考え方があるというふうなところをご説明申したところでございます。

1番（菊地八朗君）はい。課のこれは大体わかった。人員も削減して、人員はプラスでしょう、どっかから応援もらって、つまりまた東京から引っ張ってくっか、どっか、そういうことだね、わかりました。

2番（青田和夫君）はい。1点だけ簡単にお伺いします。いま町長の方から説明ありましたけれども新たに震災復興推進課をつくるということでありましてけれども、この中身についてのプレゼンテーションがどのようになっているのかその辺ちょっとお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この事務分掌に掲載しておりますとおり今回の大災害を踏まえて今後のまちづくりを進めていくと、これは大変大きな仕事になってくるのかなということでございます。私どもの町にとっては、町の約半分に近い浸水と、そしてまた災害に強いまちづくりということでございますので、山元町のランドデザインを、これを再構築していかなくてはならないだろうと、そういうふうな思いでの計画づくり、土地利用なり交通体系なり、あるいは提案理由でもふれさせていただきましたように少子高齢化、人口減少というふうな大きなを踏まえたまちづくりを限られた時間の中で取りまとめしていくということで、それなりの専門知識を有したスタッフもおりませながら短期間にこの復興計画を定めていきたいと、あるいは、それを策定する過程での町内外の意見を集約していきたいというふうなことでの業務内容となりますので、ご意見を賜りたいと思っております。

2番（青田和夫君）はい。今ある程度の説明を受けましたけど、常にこの前の町長の話の中で、イメージという話を受けました。イメージではなくて具現化できるように、とにかく頑張ってください、早急に立ち上げて町の方向付けをきちんとやってもらいたい、それ1点です、私の質問は。以上です。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、議案第27号山元町課等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、承認第27号は原案のとおり承認されました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第27.議案第28号、日程第28.議案第29号を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

〔事務局長議案を朗読〕

〔議案書は添付のとおり〕

議長（佐藤晋也君）課長から説明を求めます。総務課班長菅野寛俊君。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。議案第28号及び議案第29号は関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

まず始めに、議案第28号山元町総合計画審議会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。配布資料ナンバー8によりご説明いたします。廃止の理由でございますが、このたびの東日本大震災により著しい被害を受けたことから、現在策定中であった総合計画に代わる復興計画を新たに策定するため当条例を廃止するものであります。施行期日ですが、公布の日をもって廃止するものであります。

次に、議案第29号の説明に入ります。議案第29号山元町震災復興会議設置条例についてご説明申し上げます。配布資料ナンバー9によりご説明いたします。設置の理由でございますが、このたびの東日本大震災により著しい被害を山元町の復興計画の策定に関する意見を求めるため山元町震災復興会議を設置するものであります。内容でございますが、名称は山元町震災復興会議とし、組織は委員10名以内、構成については山元町に住所を有するもの、関係行政機関及び団体等の役職員、学識経験者等で構成されるものであります。施行期日でございますが、平成23年6月1日とするものです。3のその他でございますが、復興基本方針策定は7月末までに議会報告を行い、復興計画策定は12月末までに議会議決とすることとしております。

なお、この復興会議も含め山元町の震災復興計画策定のための体制につきましては、配布資料ナンバー9の裏面の体制案のとおりとなっております。以上議案第28号及び議案第29号を一括でご説明いたしました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番（佐山富崇君）はい。第2条第2項ですが、（1）山元町に住所を有する者、よく理解できます。（2）関係行政機関及び団体等の役職員、この辺がちょっとわからないので、特に団体は分かるんですが関係行政機関というのはどの辺なのか教えていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。関係行政機関でございますけども、これ基本的には国、県ということでご理解を賜りたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。そうすると、山元町震災復興会議の中に国の代表、県の代表を入れると、こういうふうに理解していいんですか、役職員ということは。

町長（齋藤俊夫君）はい。範囲としては、そういう範囲も考えてございますけども具体的に10名以内という中での関係も考慮した場合、最終的にどういうふうな構成になるかという部分がございますけれども、関係行政機関という広い意味合いでの範囲ということで申せば国、県も含めた形での考え方ということでご理解を賜りたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。条例は誰からみても分かりやすい条例をつくるのが一番だと思います。そういう意味からいうと、関係行政機関及び団体等の役職員、団体というのは分かりますね、例えば農協とかそういう意味なんだろうと私は理解するものですが、関係行政機関というのは、なんだか国、県、だったら最初から国、県といえればいいんですね。私は納得いかないね、この条例については、この辺のところ改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変漠然とした表現になってしまったわけでございますけども、今後

については極力わかりやすい形でお示しをしたいと思っておりますのでご理解のほどよろしく  
お願い申し上げたいと思っております。

10番(佐山富崇君)はい。今後については、今これを審議してるわけですから、それで質疑  
をしてるわけですから。私はちょっと腑に落ちないところあります。もう一度お願いし  
ます、あるいは改められたらどうですか、提出し直したら、一回引き下げて。

町長(齋藤俊夫君)はい。いろいろこの関係について、きょう議会の皆さまといろいろやり取り  
させていただいた中で、なるべく早い町の今後の復興方針、基本計画の策定というふう  
なご要望という大変大きいものもございまして、極力、早く復興会議を立ち上げてい  
きたいというふうな思いのもとでこの条例等も整理してきた関係もございまして。大変一  
部委員の範囲についての明確な整理ができなくて、たいへん申し訳なく思うわけでござ  
いますけれど、どうぞこの町の置かれた状況もぜひご勘案の上ご理解を賜ればありがた  
いというふうに思います。

10番(佐山富崇君)はい。あのね、毎回そういう形ですり抜けたからほっとした感じで議会をみ  
られたんでは困るわけです。ですから、その辺一時休憩して提案し直したらいかがです  
か。私はそういうふう思うんだな。関係行政機関というの私からすると分かりづら  
いですよ。国、県とはっきり打ち出されたらどうですか。町から見て関係行政機関とい  
うのわかりますか、普通、私は分かんないんだな。団体というのわかりますよ、端的に  
土地改良区だのあるいは何だのっていうことなんだろうなと私は思う、あるいは農協と  
かね、あるいは区長会とか、そういう意味なんだろうなと、それはわかるんですが町に  
とっての関係行政機関って言わったってピンとはきませんよ、私は。国、県なら行政上  
部組織とかって入れるんだったらまだわかりやすい、あるいは国、県とか。私はそうい  
うふうに、これはこの課の設置、復興会議これの条例の何かあるんですか、県からでも  
示されたあれが。他の町村もこういうふうにつくたっていうモデルがあるの。課長、  
班長だ、そこ伺いたい。あったのかい、そういうのは。

企画財政課長(寺島一夫君)はい。他の自治体では条例化はしてないですね。うちの方が総合計画  
をつくっていくということで条例化するということでの提案です。

10番(佐山富崇君)はい。ということは、モデルはないということだね、下敷きはないというこ  
とであれば訂正はいくらでもできるわけだね、他の自治体に影響ないわけだから、はい。

町長(齋藤俊夫君)はい。暫時休憩をお願いいたします。

---

議長(佐藤晋也君)暫時休憩します。再開は5時30分といたします。

午後 5時20分 休憩

---

午後 5時30分 再開

議長(佐藤晋也君)再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

町長(齋藤俊夫君)はい。この町の震災復興会議の設置条例の委員の構成の関係でござい  
ますが、先ほどご指摘いただきました関係行政機関及び団体等の役職員の関係でござい  
ますが、基本的には先ほど設置条例の廃止をお認めいただきましたこれまでの総合計画審議  
会を踏襲した考え方でございました。その総合計画審議会の委員の中では、関係行政機  
関及

び団体等の役職員のメンバー構成といたしましては、山元町の都市計画審議会の会長でありますとか、農業委員会の委員でありますとかという意味合いでの関係行政機関というふうなことでこれまで引用してきた経緯がございますので、この関係行政機関というのは山元町というふうにご理解を賜りたいと思うところでございます。

私としては、こういう場面での将来に向けた大きなまちづくりでございますので、できれば広くメンバーをとという思いもありまして、先ほど関係行政機関について国、県というお話を申し上げたところでございますけれども、これについてはそういうふうな理解の仕方をお願いしたいと思います。仮に、今後検討する中で大所高所からの国、県等の皆さんの関わりということについては、例えばオブザーバーという形で極力町内からの少ない人数構成をしてみたいと思うところでございますので、なにとぞご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。結果的には了解をいたします。国、県といった場合には、再度質問を続けようと思ったわけでございますが、そういう意味で広く理解をしまして山元町の各種審議会の会長さんとか入るんだよということの理解ということであれば私は結果的には良といたします。

8番（遠藤龍之君）はい。今の話、流れの中で、執行部全体、このことに関してこれまた皆ばらばらでまだ十分な認識の中にないままの提案になっているのではないかとこのやり取りの中で感じました。こっちの方を見ればそんなにという部分もあるんですけど、であるならばなおのこと、前の総合計画審議会、踏襲という考えであるならば、もっとより多くの町民の声を生かす、さらにはこれ前の質問にもあったんですが、多くの被災者の方々の意見が十分反映できるような組織にすべきではないか。10名というのは、総合計画のときには20名だったかと思うんですが、なにもそれでいいのではないか。いまのくらいのレベル、考え方とするならば、なんでこだけが10名なのかというのは、変な疑いを持ってしまう、そこに県、国とかという話が出てくるとマスコミ等々でも言われておりますが、あるいは一部だけしか言われてないのかわかりませんが、こういった復興会議というのは、復興計画というのは地元被災者の声を活かしたまちづくりをしまさなければならない。そこに国、県の押しつけというような形になるのは非常にうまくないのではないかとこのこと等が言われてます。あと、復興会議とは、いま世間でも、岩手県型、宮城県型とかいろいろな考え方があるかと思いますが、被災地によって。そういう中でなおのこと、本当に被災の経験した人たちが、我々が頭でまちづくり復興計画というのをつくりあげていく必要があるのではないかとこのように考えたときに、そのへんをもっと考えるべきではないかとこのように思います。その考え方と10名ということに対してお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。広く町民の英知を結集するような復興会議のメンバーの人数ということでございましたが、確かに一つの考え方でございまして、平常時におけるこの総合計画の審議会のご指摘のような人数で運営してきたわけでございますけれども、大変活発なご議論をいただいたという状況はありますけれども、先ほど来から申し上げておりましたね、限られた時間の中で集約をしていかなければならないとなるとこれまでの審議会の20名という中で運営を顧みますと、なかなか難しい側面がございますので、少ない人数ではありますが10名以内と。ただし私としては今みたいなご心配、ご指摘

もでございますので、例えば行政区長さんの中でこういった復興に向けた議論を深めてもらって、そうした意見を復興会議なり復興本部にこれをバックしていただくと。あるいは商工会の中でもですねそうした取り組みをしていただくと。そして子育て世代の代表でございます各小中学校の父兄会の役員の方、町の連合会、PTAの連合会も組織しておられますので、そういうふうな場面等でも同じような形での意見を深めてもらおうと。そういう機会を極力設ける中で自主的に今まで以上に、平常時の審議会以上の意見集約をするそういう努力も一方でしていくことによって、今ご指摘の懸念をカバーしていきたいというふうに思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。今の進め方については異論はございません。しかしながらそれが私たちの見える中でそういうのをやっていただきたいということを求めたいと思います。

それから最後にですね、月並みな質問になると思いますが町長の適当と認めるものについての判断どのように。数少ない中でのこれは非常に重要なポイントになると思うのですが、その考え方についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでもご尽力いただいた総合計画審議会の委員の顔ぶれを見ますと6名が町長が適当と認めるものということで20名のうち6名を選ばしていただいたわけですが、工業会の分野であったり、先ほど申した父母教師会の会長さんであったりの形でですね、できるだけそれぞれの分野なり、町を代表する方でないかな、思われる方々を選ばせていただいておりますので、基本的にはそういう形での選任を心掛けていきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。この図を見れば、実際に作成するのは町長を中心としたですね、専門の皆さまが最終的に作られると思うのですが、その辺逆に大きな責任が求められると思います。その辺十分にこの間のいろいろな動きを見ながら責任をもった内容を提起していただきたいということを求めて質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、議案第28号について討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、議案第28号、山元町総合計画審議会条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤晋也君）これから、議案第29号について討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。



---

議長（佐藤晋也君）これから、議案第29号、山元町震災復興会議設置条例を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤晋也君）日程第29、委発第1号を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長後藤正幸君登壇願います。

委員長（後藤正幸君）はい。それではただいまから朗読をもってですね東日本大震災災害対策調査特別委員会設置に関する決議を説明申し上げます。

それでは一番裏側の提案理由から説明いたしますのでご覧ください。

提案理由。平成23年3月11日。午後2時46分に発生した東日本大震災は東日本沿岸部に甚大な被害をもたらした。本町においても660名を超える尊い命が奪われ今なお多くの方々が行方不明となっている。また家屋の流出、全半壊、基幹産業である農業施設や海岸施設や壊滅的な損壊など未曾有の大災害は住民生活、産業、雇用等に大きな影響を及ぼしている。これからの被災者救済策、今後の町の復興、防災対策等、復興に関する調査を行うため東日本大震災災害対策調査特別委員会を設置するものである。

前のページをご覧ください。東日本大震災災害対策調査特別委員会設置に関する決議案であります。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

〔議案書は添付のとおり〕

---

議長（佐藤晋也君）これから、提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

---

議長（佐藤晋也君）これから、委発第1号、東日本大震災災害対策調査特別委員会に関する決議を採決します。

お諮りします。議会運営委員会委員長から提出された決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって委発第1号は議会運営委員会委員長から提出された決議のとおり可決されました。東日本大震災災害対策調査特別委員会の方は直ちにここで会合のうえ委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

---

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。執行部の方は退席願います。

午後 5時47分 休憩

---

午後 5時57分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（佐藤晋也君）東日本大震災災害対策調査特別委員会の委員及び副委員長が選任されましたのでその結果を報告します。

委員長に12番後藤正幸君。副委員長に14番齋藤慶治君が選任されました。

---

議長（佐藤晋也君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

これで平成23年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午後 5時58分 閉会

---